

国税庁の  
方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。  
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕  
・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握  
・2017事務年度の提出枚数は722万件

〔国外財産調書の活用〕  
・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握  
・2017年分の提出件数は9,551件

〔財産債務調書の活用〕  
・3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）  
・2017年分の提出件数は73,427件

〔CRS<sup>(注1)</sup>情報の自動的情報交換〕  
・海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（2018年に初回交換を実施）  
・2018年10月現在、64か国・地域から55万件を受領

〔租税条約等に基づく情報交換〕  
・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集  
・2018年12月現在、74の租税条約等（127か国・地域）が発効

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕  
・多国籍企業のグループ情報の収集（2018年に初回交換を実施）  
・2018年10月現在、29か国・地域から558件を受領

情報の収集・分析

富裕層・海外取引のある企業

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

取組体制の整備・強化

調査マンパワーの充実

〔国税庁国際課税企画官〕  
・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（2017年度）

〔重点管理富裕層PT〕  
・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（2017年度）  
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当）国際調査課〕  
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画  
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕  
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕  
・2018年度国税局・税務署の国際税務専門官等14名増員  
・2019年度も増員を要求中

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕  
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔相互協議の促進〕  
国際的な二重課税問題の解決

〔租税条約等に基づく情報交換〕  
〔CRS情報の自動的情報交換〕

BEPS<sup>(注2)</sup> 〔国際的な枠組みへの参画〕  
や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

# 1. 情報リソースの充実

## (1) 国外送金等調書の活用

- 国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、金融機関が送金者及び受領者の氏名、取引金額及び取引年月日等を記載・提出

## (2) 国外財産調書及び財産債務調書の活用

### ① 国外財産調書

- 5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（2014年1月施行）
- 正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用（2015年1月以降提出分）

### ② 財産債務調書

- 所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（2016年1月施行）

○所得税等の申告漏れがあった場合、

- i. 各調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を5%軽減（所得税・相続税）
- ii. 各調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税等を5%加重（所得税）

⇒各調書の未提出者等について、国税庁HP等による制度の周知や文書照会等を適切に実施

## (3) 租税条約等に基づく情報交換

- 取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報を外国税務当局と交換
- 3類型による情報交換（①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換）
- 租税条約等のネットワークの拡大

【参考】租税条約等の数 74 〈127か国・地域〉（2018年12月現在）

# 1. 情報リソースの充実

## (4) CRS情報の自動的情報交換

- 非居住者の金融口座情報を自動的に外国税務当局と交換（毎年1回）
- 日本の非居住者に係る金融口座情報89,672件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報550,705件を64か国・地域（オフショア金融センターを含む。）から受領（2018年10月現在）  
⇒当該情報を活用し、海外への資産隠しや国際的租税回避行為をはじめとした様々な課税上の問題点を幅広く的確に把握し、必要に応じて税務調査を行うなど、適切に対応していく

## (5) 多国籍企業情報の報告制度の創設

- 総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループが国別報告事項等を提供（2016年4月施行）
- 2016年4月以降、各国税局における移転価格又は国際課税の担当者が、企業や税理士からの質疑に対応
- 多国籍企業グループの国別報告事項を自動的に外国税務当局と交換
- 日本に所在する最終親会社609社分の国別報告事項を39か国・地域に提供した一方、558件の国別報告事項を29か国・地域から受領（2018年10月現在）  
⇒当該情報を活用し、移転価格リスク評価その他のBEPSに関連するリスク評価等を実施



## 2. 調査マンパワーの充実

### (1) 国税庁国際課税企画官

- 国際課税の司令塔（国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督）を担う国税庁国際課税企画官の設置（2017年7月）

### (2) 重点管理富裕層PTの設置・拡大

- 東京、大阪、名古屋国税局にPTを設置し、2017年7月、全国的な実施体制に拡大
- 富裕層のうち、特に多額の資産を有していると認められる者を関係個人・法人と一体的に管理
- 調査必要度に応じた情報収集及び国際課税に関する観点や複数の税目に着目した調査事案の企画

### (3) 国税局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課

- 国際的租税回避事案に関する資料情報の収集・分析及び調査事案の企画
- 複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

### (4) 国税局・税務署国際税務専門官

- 国際的な課税上の問題がある事案を発掘するとともに、積極的に調査を実施
- 税務職員全体の海外取引調査に係る能力の向上のため、OJT研修を実施

### (5) 国際課税関係の体制整備

- 国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求（2019年度要求中）

# 3. グローバルネットワークの強化

## (1) 租税条約等に基づく情報交換【1.(3)再掲】

## (2) CRS情報の自動的情報交換【1.(4)再掲】

## (3) 国際的な枠組みへの参画

- G20/OECDのBEPSプロジェクトにおいて、電子経済の発展や国際的な租税回避に対処するための様々な勧告
- 日本について、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)が発効(2019年1月)
- 国内における法整備等(例: 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍の配信等への消費課税や多国籍企業情報の報告制度)を受けて、制度の周知・広報等に的確に対応
- 国際的な租税回避等の各国共通の課題について各国が情報を共有し協働することを目的とした税務当局間のネットワークであるJITSIC<sup>(注)</sup>など、OECD等における取組への積極的な参画

## (4) 徴収共助制度の活用

- 租税条約の締約国に滞納者の財産の保有が認められる場合、相手国の税務当局に徴収を要請  
【参考】徴収共助要請が可能な国・地域 58か国・地域 (2018年12月現在)
- 国税局徴収部に国際税務専門官を増設し、体制を拡充

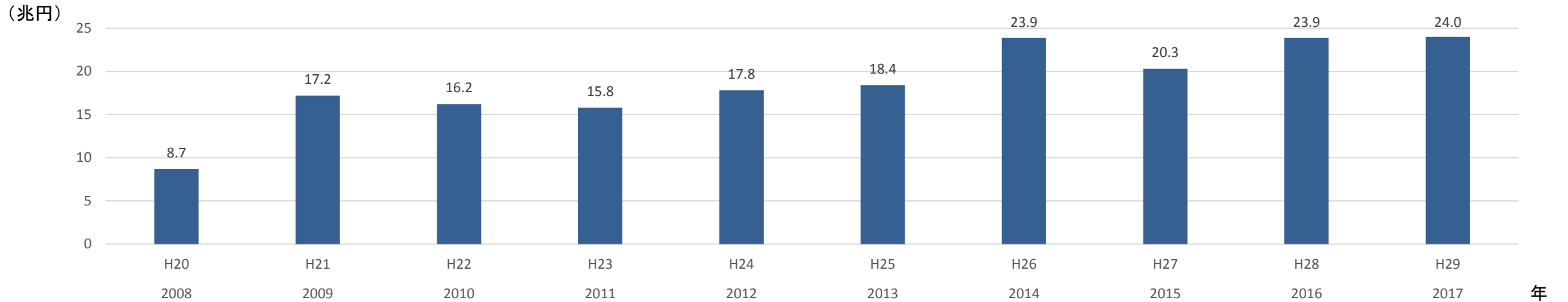
## (5) 相互協議の促進

- 国際的な二重課税問題の解決のため相互協議を実施  
【参考】相互協議事案相手国・地域 26か国・地域 (2018年6月末現在)
- 機動的かつ円滑な協議実施のため体制を充実
- OECD等の多国間の枠組みを通じて、協議相手国のモニタリングを実施

(注) JITSIC・・・Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration,  
情報共有と協働のための国際合同タスクフォースの略

参考

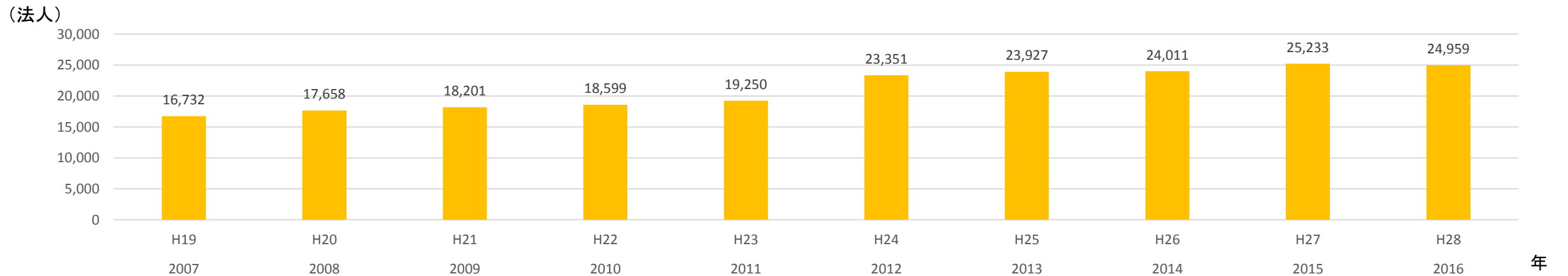
1. 家計部門からの海外投資（対外証券投資）金額



(注) 数値については、平成30年6月の遡及改定後のデータを掲載している。

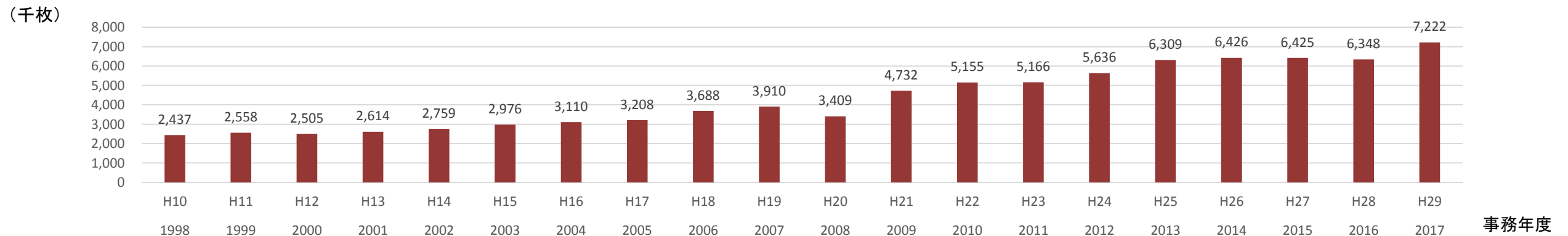
(出典) 日本銀行「資金循環統計」

2. 現地法人企業数



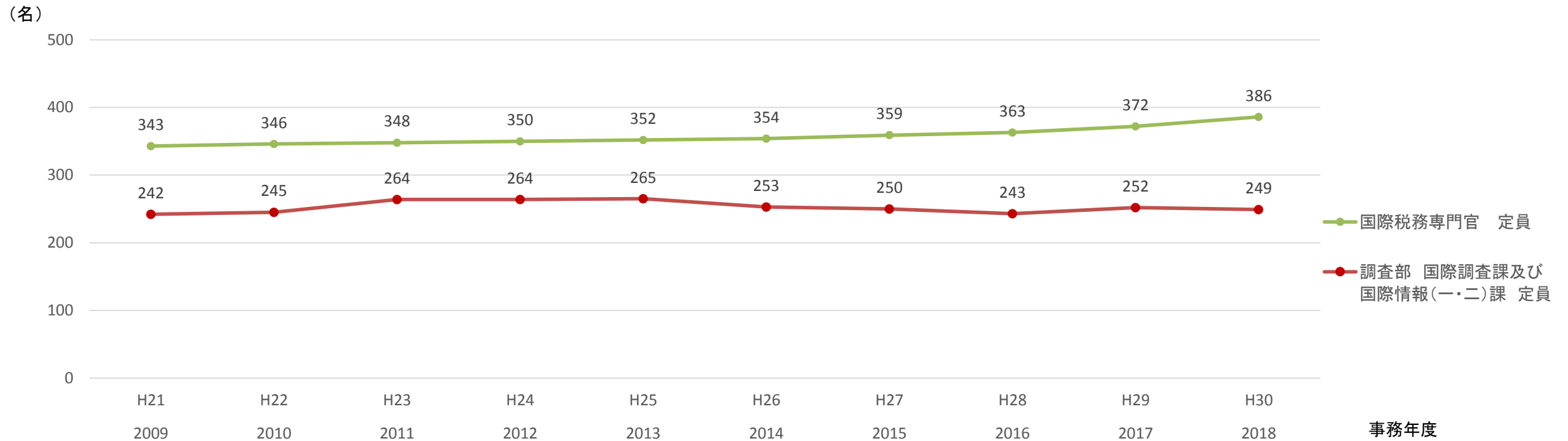
(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」

3. 国外送金等調書提出枚数



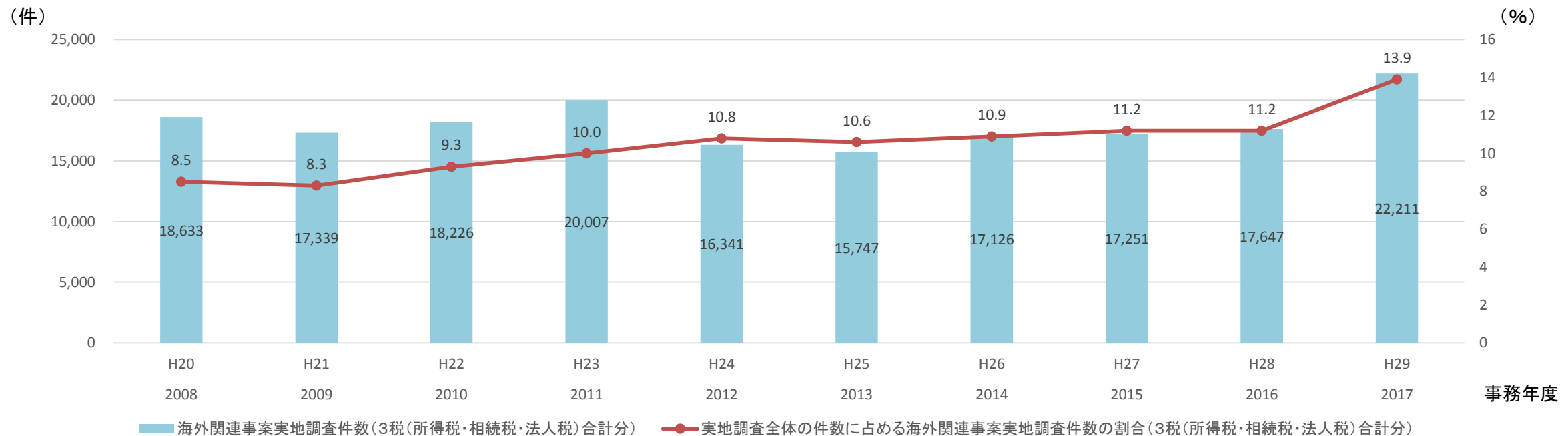
(注1) 本調書制度は、平成10(1998)年4月に施行されたものである。(注2) 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられている。

## 4. 国際税務専門官及び国際調査課等の定員

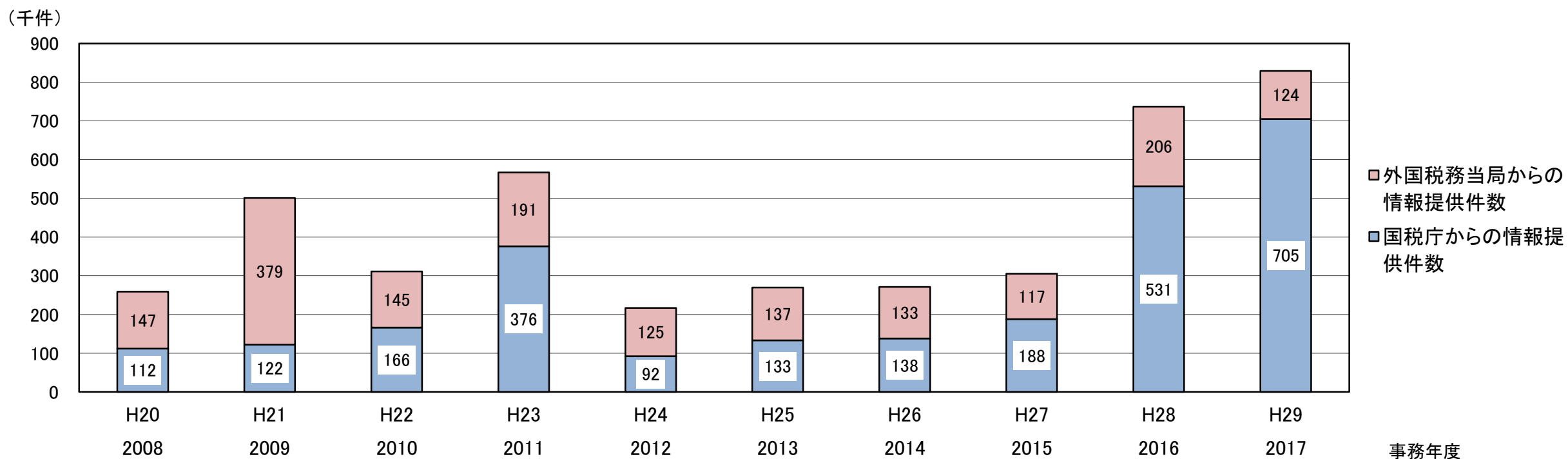


(注1) 国際税務専門官は、局査察部の査察国際専門官を含んでいる。  
 (注2) 平成29事務年度からは、徴収部にも国際税務専門官が設置されている。  
 (注3) 調査部国際調査課及び国際情報(一・二)課定員には、国際税務専門官も含まれる。

## 5. 海外関連事案調査事績

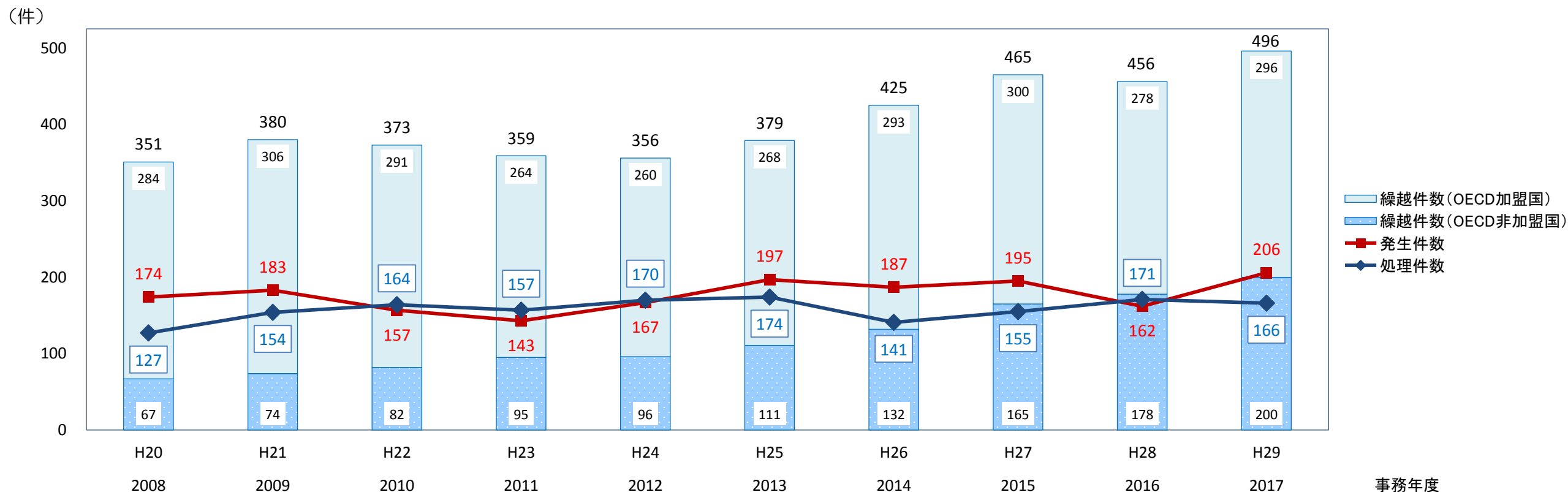


## 6. 情報交換件数



(注)平成20年は会計年度(4月から翌年3月)、平成21年以降は事務年度(7月から翌年6月)ベースで集計したものである。

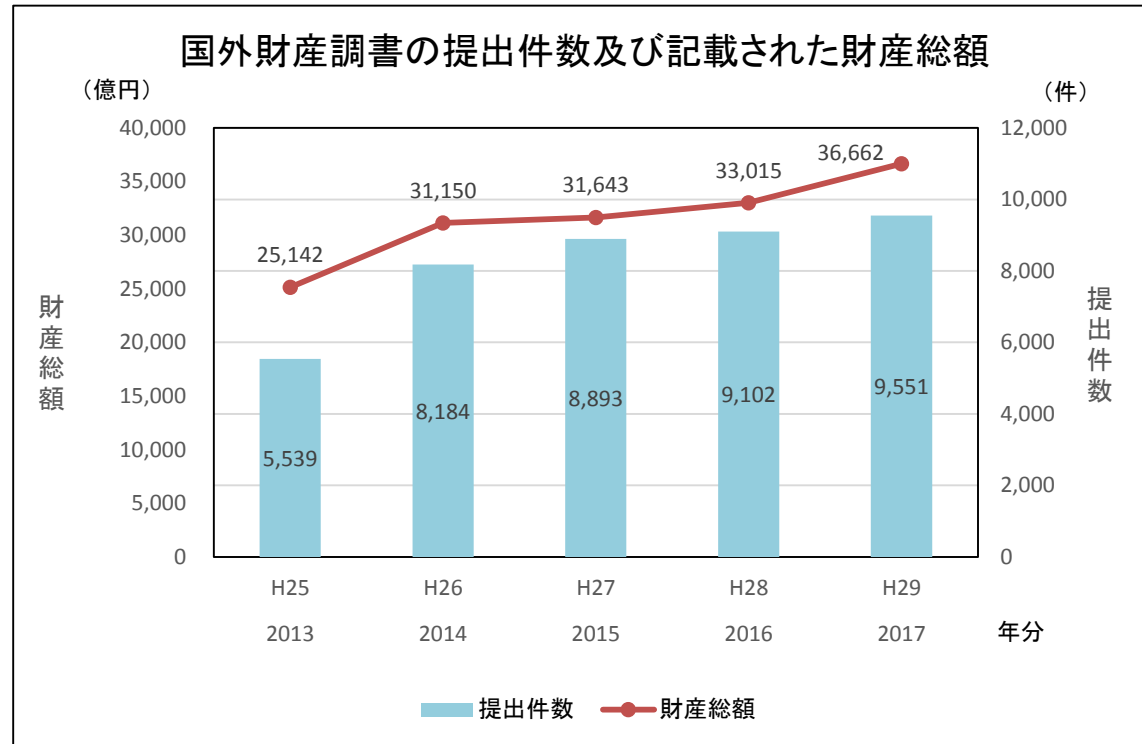
## 7. 相互協議事案の件数



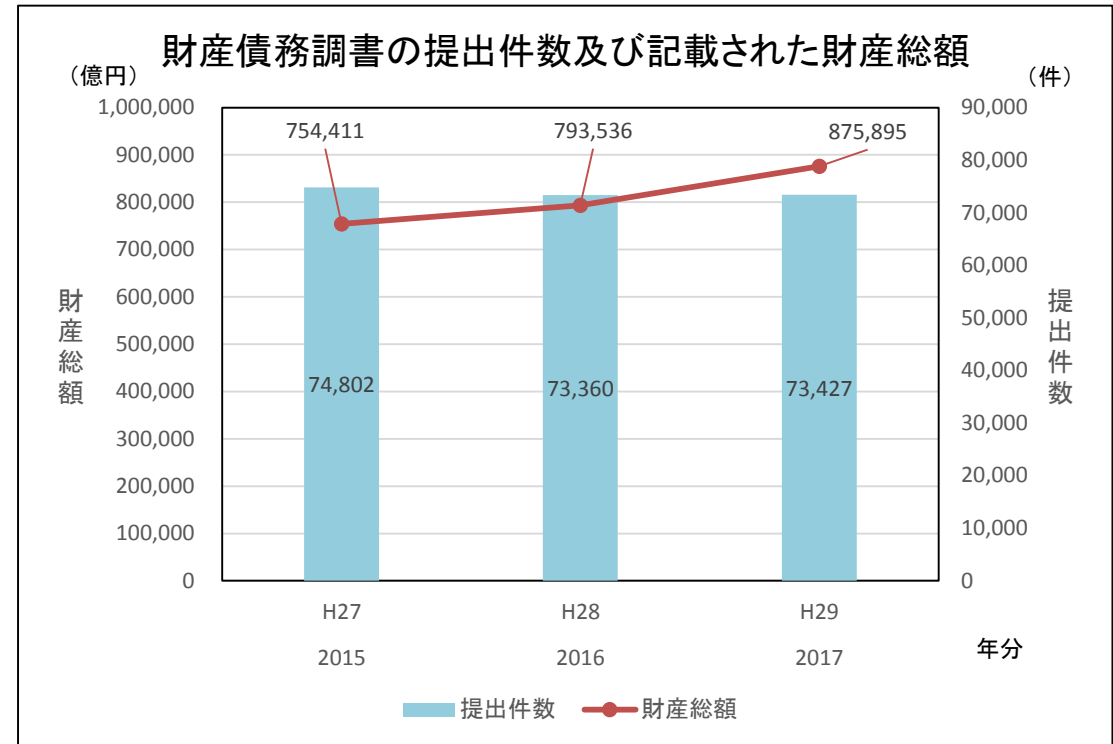
(注)棒グラフ枠外上部の数字は、繰越件数(OECD加盟国)及び繰越件数(OECD非加盟国)を合計したものである。



## 8. 国外財産調書及び財産債務調書の提出状況

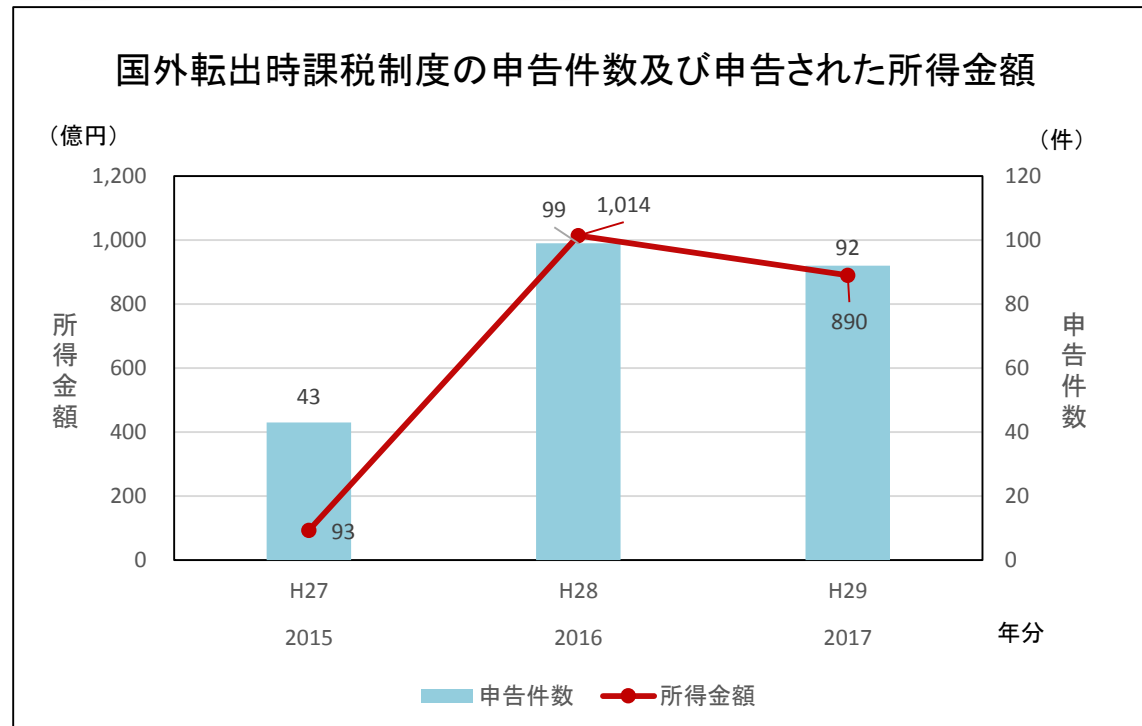


(注) 各年分の提出件数・財産総額については、それぞれ翌年の6月末までに提出されたものを集計したものである。



(注) 各年分の提出件数・財産総額については、それぞれ翌年の6月末までに提出されたものを集計したものである。

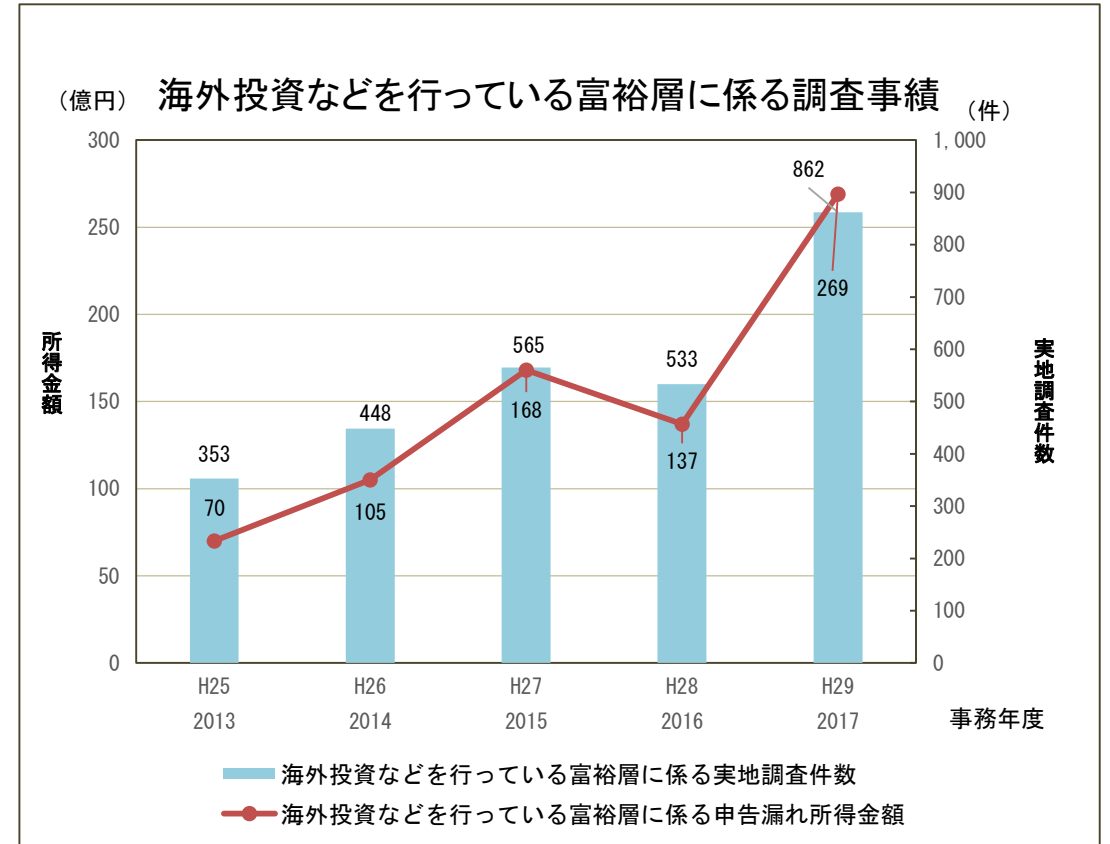
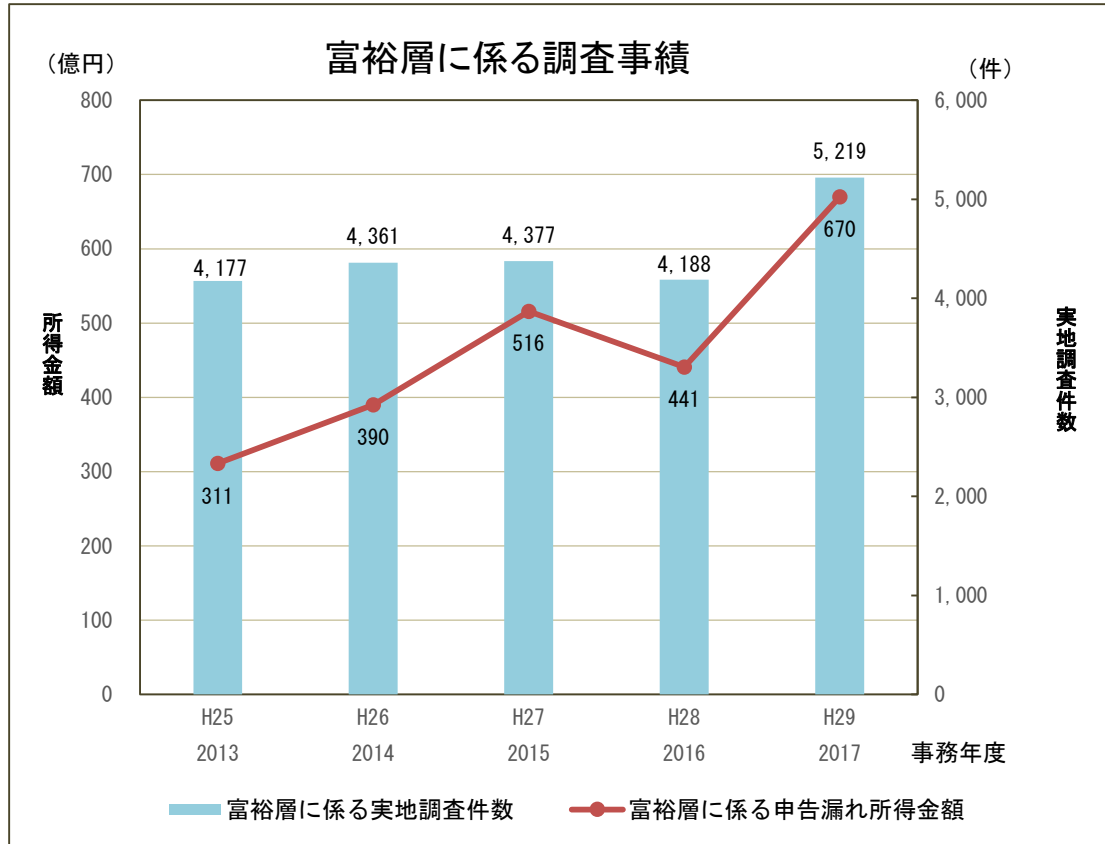
## 9. 国外転出時課税制度の申告状況



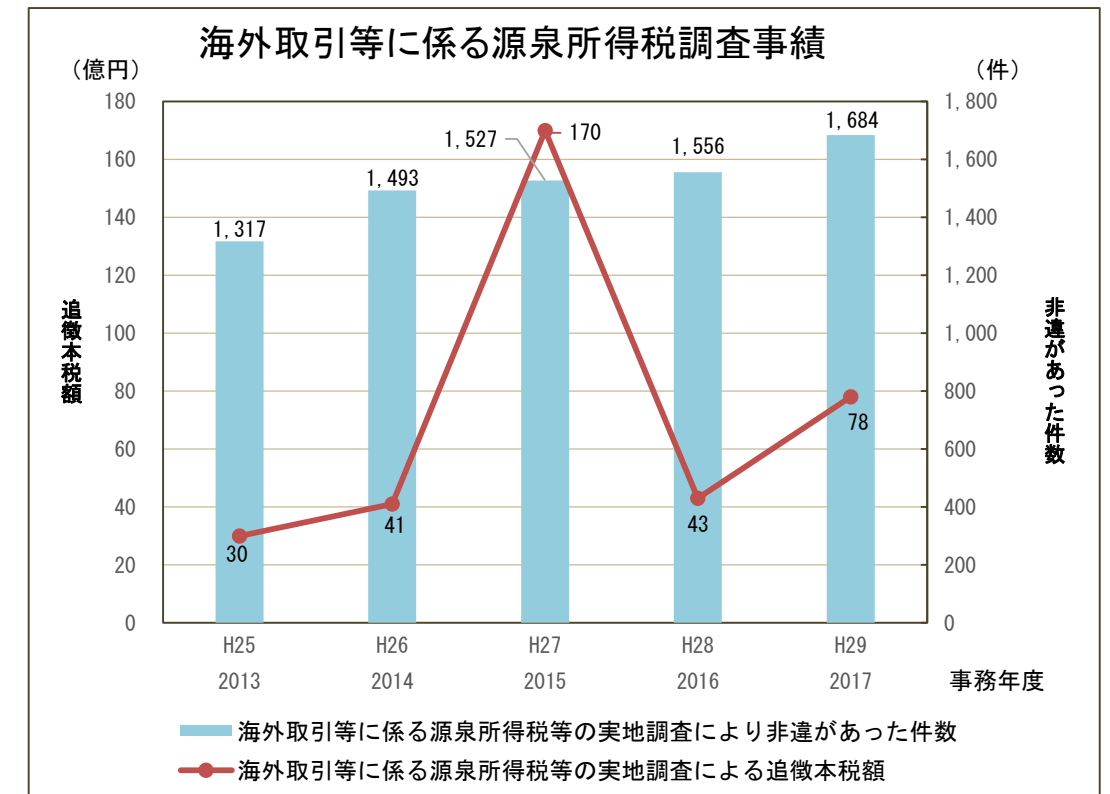
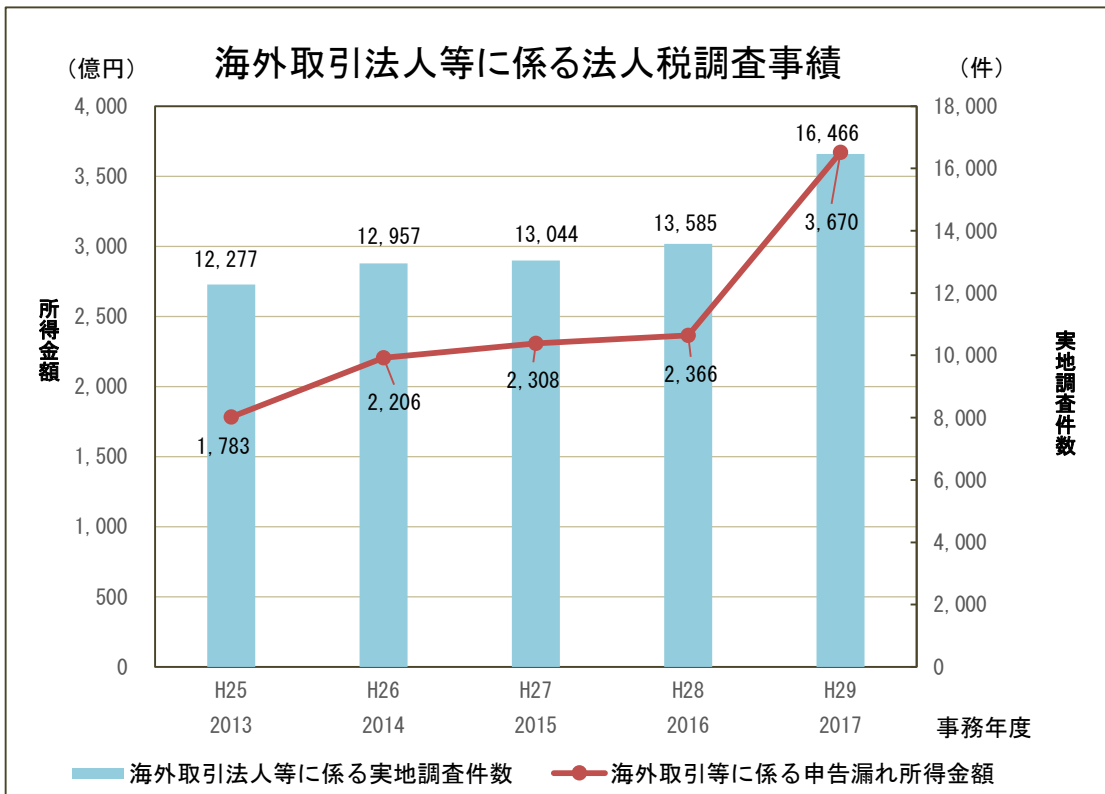
(注) 平成27年及び平成28年各年分の申告件数・所得金額については、それぞれ翌年の4月末までに申告されたものを集計したものである。平成29年分の申告件数・所得金額については、平成30年3月末までに申告されたものを集計したものである。  
本制度は平成27年7月1日以後の出国等が対象となる。

# 10. 調査事績

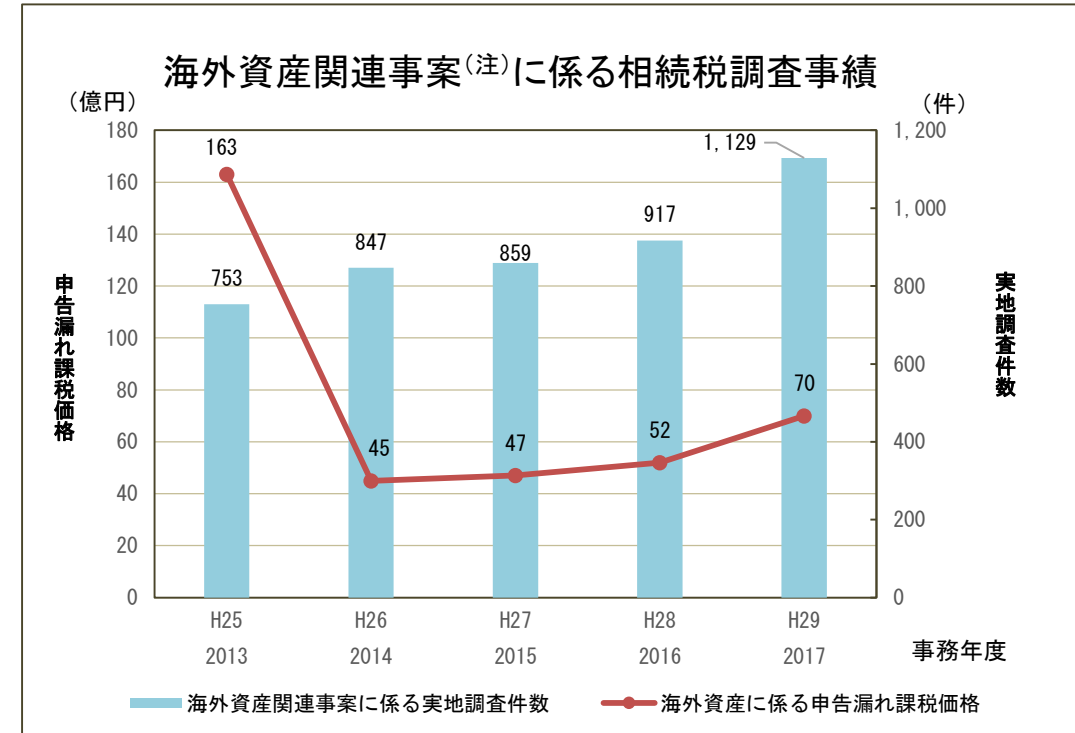
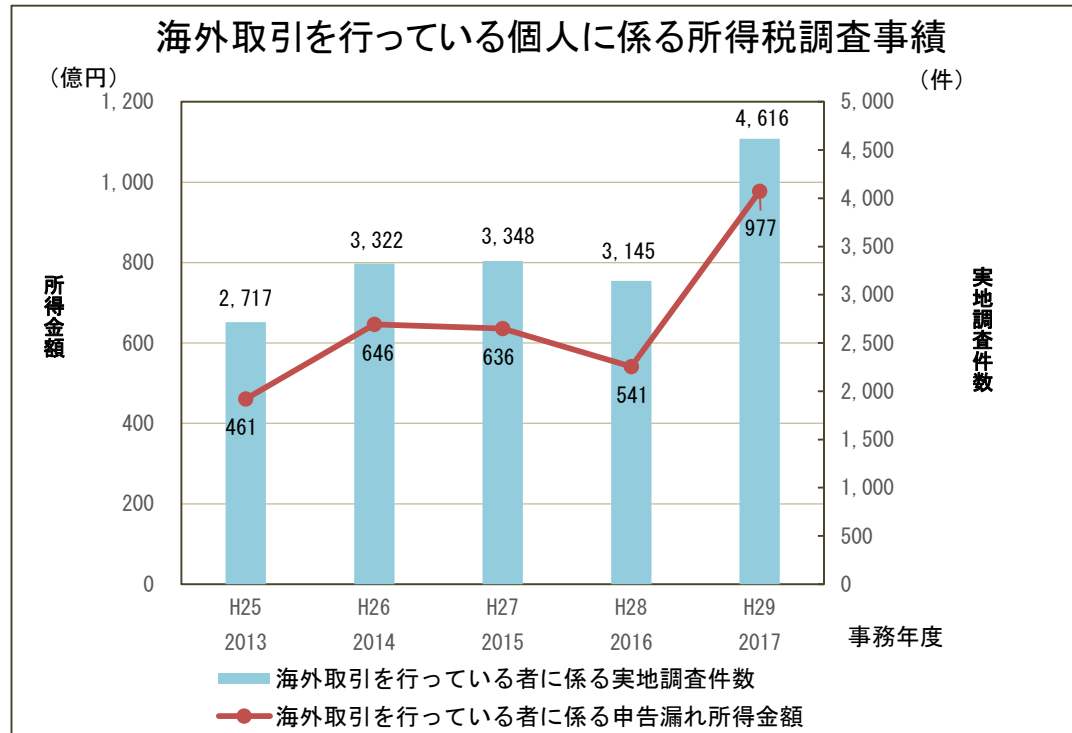
## (1) 富裕層に係る調査事績



## (2) 法人税等に係る調査事績

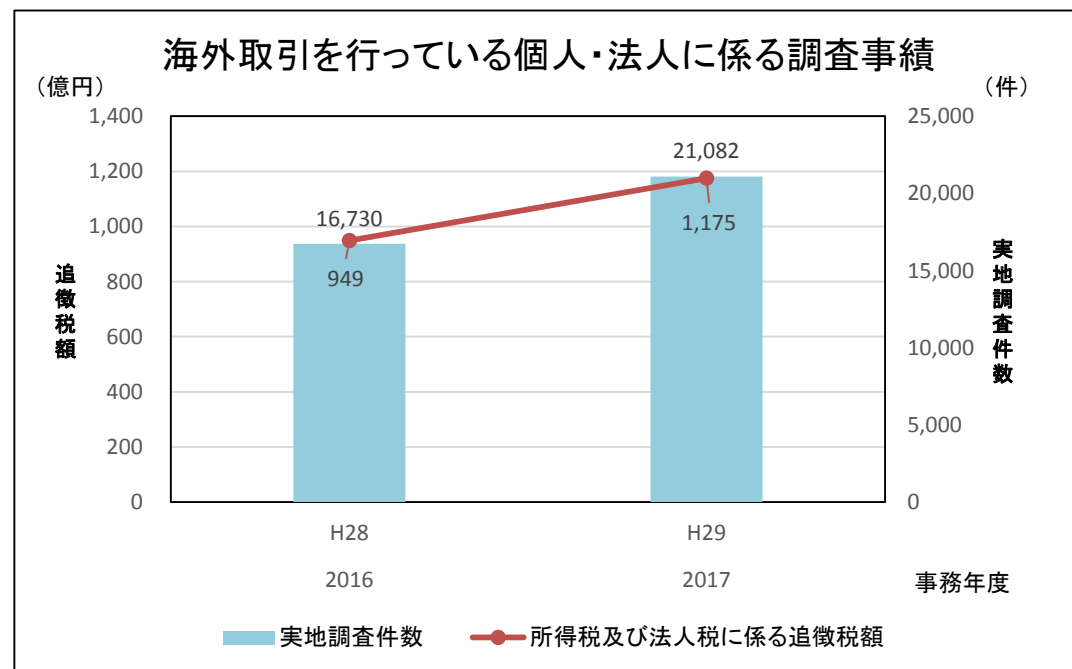


### (3) 所得税及び相続税に係る調査事績



(注) 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

### (4) 所得税及び法人税に係る追徴税額



(注) 各年分の実地調査件数及び追徴税額については、海外取引を行っている個人に係る所得税調査事績と海外取引法人等に係る法人税調査事績を集計したものである。

## 国税庁における調査・徴収に係る取組状況（調査事例等）

調査事例等については、『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）から変更はありません。

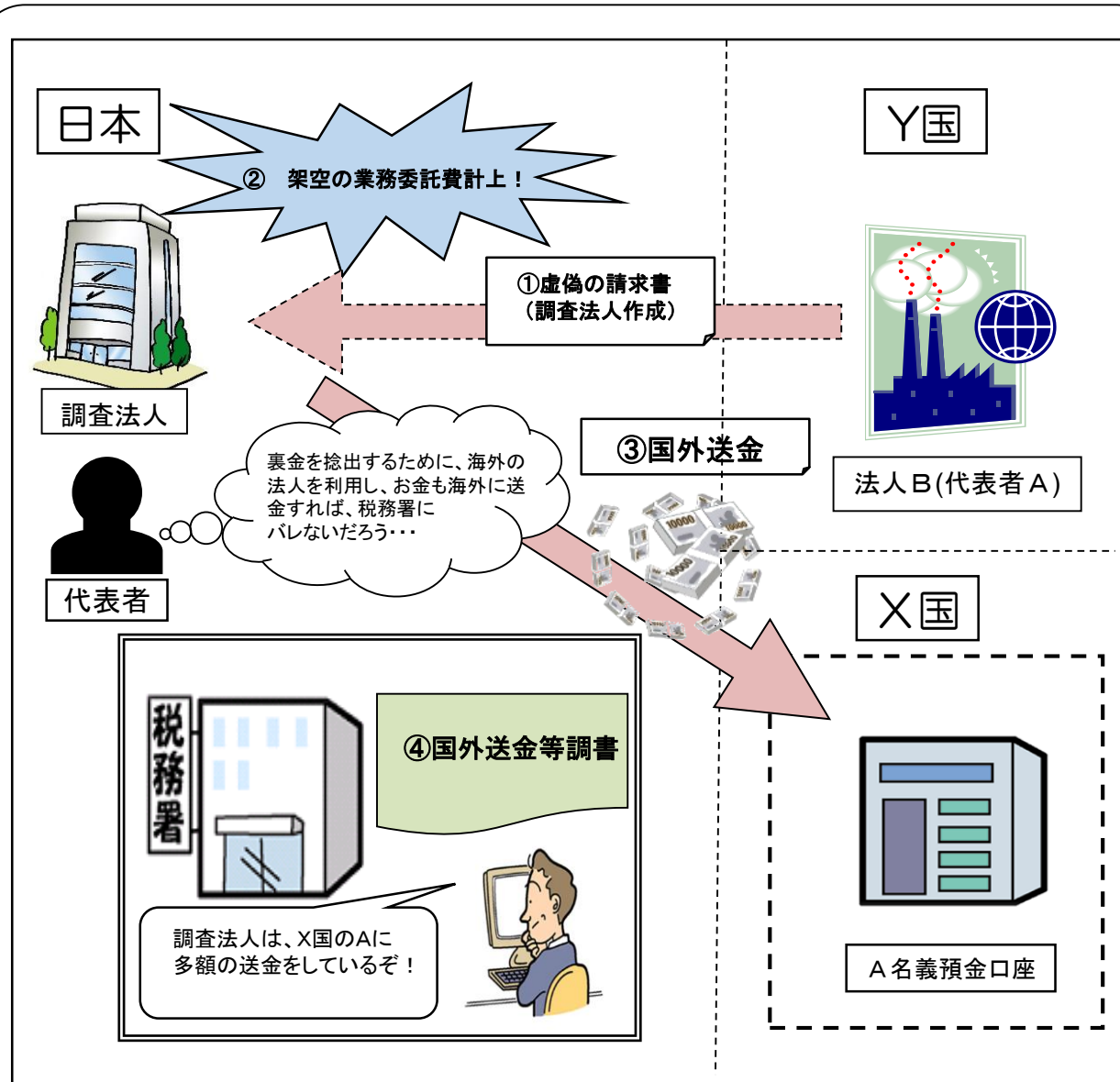
- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- このような経済社会の変化等に応じ、国際課税への取組は重要な課題であると位置付け、富裕層や海外取引のある企業による、
  - ・ 海外への資産隠し
  - ・ 国外で設立した法人を利用した国際的租税回避
  - ・ 各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避
 等に対し、積極的に調査等を実施している。
- これらの調査等に際しては、課税上の問題点を的確に把握するため、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書のほか、租税条約等に基づく情報交換要請を積極的に活用している（事例1～事例7）。
- また、海外取引に係る申告所得税・法人税のみならず、相続税・贈与税・源泉所得税・消費税などの幅広い税目や、外国子会社合算税制の適用などの国際課税上の問題点の解明について努めるとともに（事例8～事例13）、徴収面においても、徴収共助制度を活用し、我が国の税収の確保に努めている（事例14）。



事例	項目	概要	税目
事例1	国外送金等調書(送金)の活用事例	外国の知人と通謀して架空経費の計上により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例2	国外送金等調書(受金)の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	申告所得税
事例3	国外財産調書・財産債務調書の活用事例	国外財産調書記載の財産から生じる所得が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例4	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①	外国のツアー添乗員への業務委託費を架空・水増し計上していた事例	申告所得税
事例5	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②	取引先との関係を考慮して取引先の従業員に支払った謝礼を販売手数料に偽装していた事例	法人税
事例6	外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例	国外預金の利子及び国外不動産の譲渡益が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例7	外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例8	外国子会社合算税制を適用した事例	国外への関連法人への出資状況等から外国子会社合算税制を適用した事例	法人税
事例9	相続税の申告から国外財産を除外していた事例	国外に所在する相続財産の存在を知らず申告していなかった事例	相続税
事例10	国外財産について贈与税の申告がなかった事例	国外不動産の贈与を受けていたが贈与税の申告をしていなかった事例	贈与税
事例11	国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続した国外財産につき相続税の申告漏れとなっており、相続した国外株式から生じる配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続税 申告所得税
事例12	海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例	海外取引先への役務提供対価の支払について源泉徴収していなかった事例	源泉所得税
事例13	消費税の不正還付を未然に防止した事例	国内取引を輸出取引に偽装して不正に消費税の還付を得ようとしていた事例	消費税
事例14	徴収共助事例	母国へ帰国した滞納者の財産を徴収共助により徴収した事例	徴収
参考	日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例	外国当局に情報提供をし、外国当局にて課税が行われた事例	—



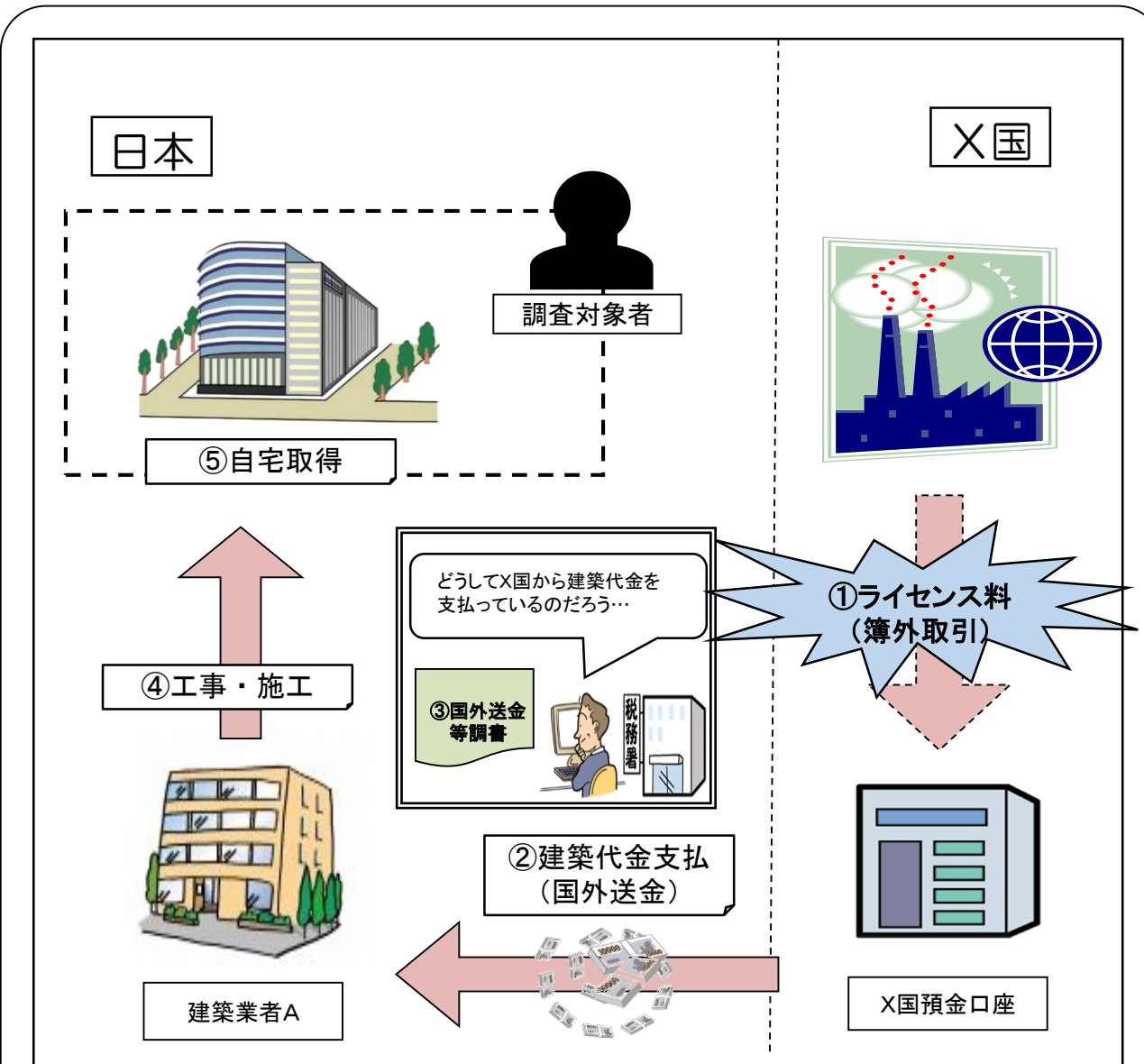
事例1 国外送金等調書（送金）の活用事例



金融機関から税務署に提出される国外送金等調書（送金）より、調査法人が、X国の個人A名義の銀行口座へ多額の送金をしている事実を把握したことから、取引の実態を確認するため調査を実施した。

調査の結果、調査法人は、知人であるY国のAと通謀し、Aが主宰するB社の請求書を偽造する手口で架空の業務委託費を計上し、捻出した簿外資金を、X国にあるA名義の銀行口座に送金していたことが判明した。

事例2 国外送金等調書（受金）の活用事例

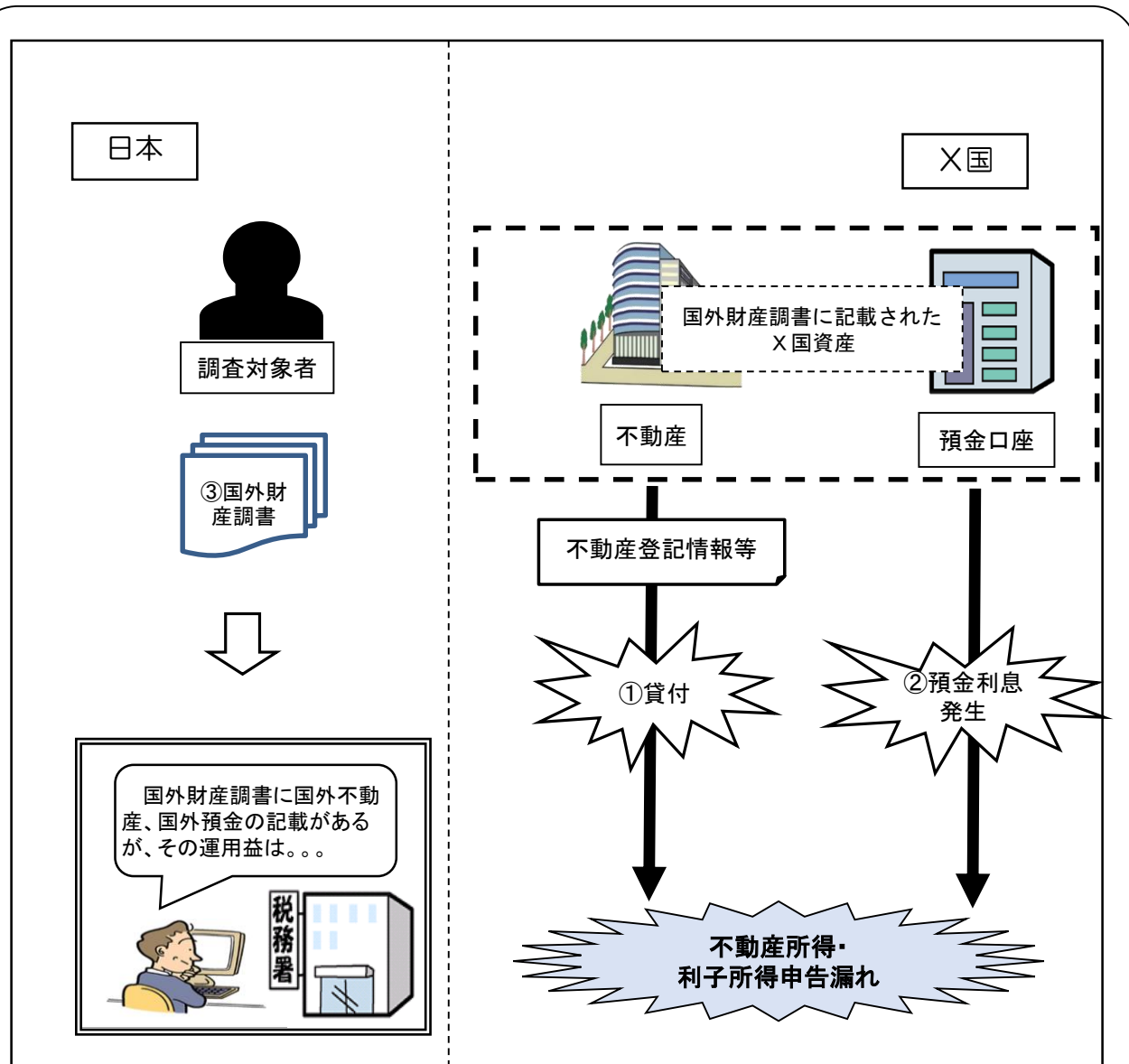


金融機関から税務署に提出される国外送金等調書（受金）により、建築業者Aが、調査対象者がX国に保有する銀行口座から多額の送金を受けている事実を把握したものの、調査対象者の申告内容から送金原資を確認できなかったため調査を実施した。

調査の結果、建築業者Aへの送金は、調査対象者が建築業者Aに依頼した自宅の取得代金であることが判明し、その原資は調査対象者がX国の取引先から受け取っていたライセンス収入であり、当該取引については、申告していないことが判明した。



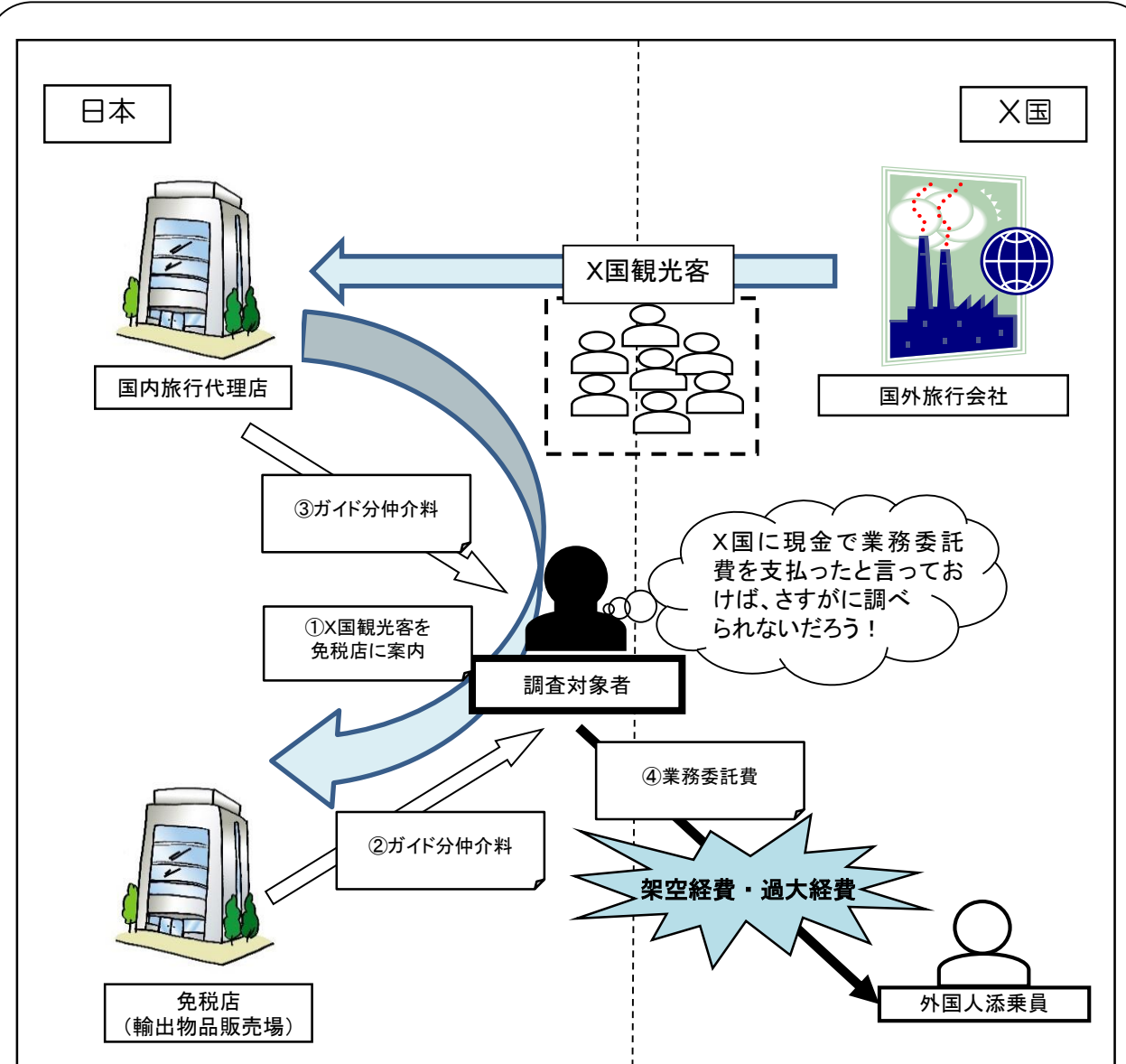
事例3 国外財産調書・財産債務調書の活用事例



日本の居住者である調査対象者が税務署に提出している国外財産調書の記載内容から、調査対象者がX国に不動産と銀行口座を保有している事実を把握したものの、国外不動産については不動産所得の申告が、国外預金については利子所得の申告が無かったため調査を実施した。

調査の結果、不動産登記情報等から調査対象者はX国に保有する不動産を貸付の用に供しており、不動産所得の申告が必要であることが判明した。また、X国に保有する国外預金から利子が発生しており、利子所得の申告が必要であることが判明した。

事例4 租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①

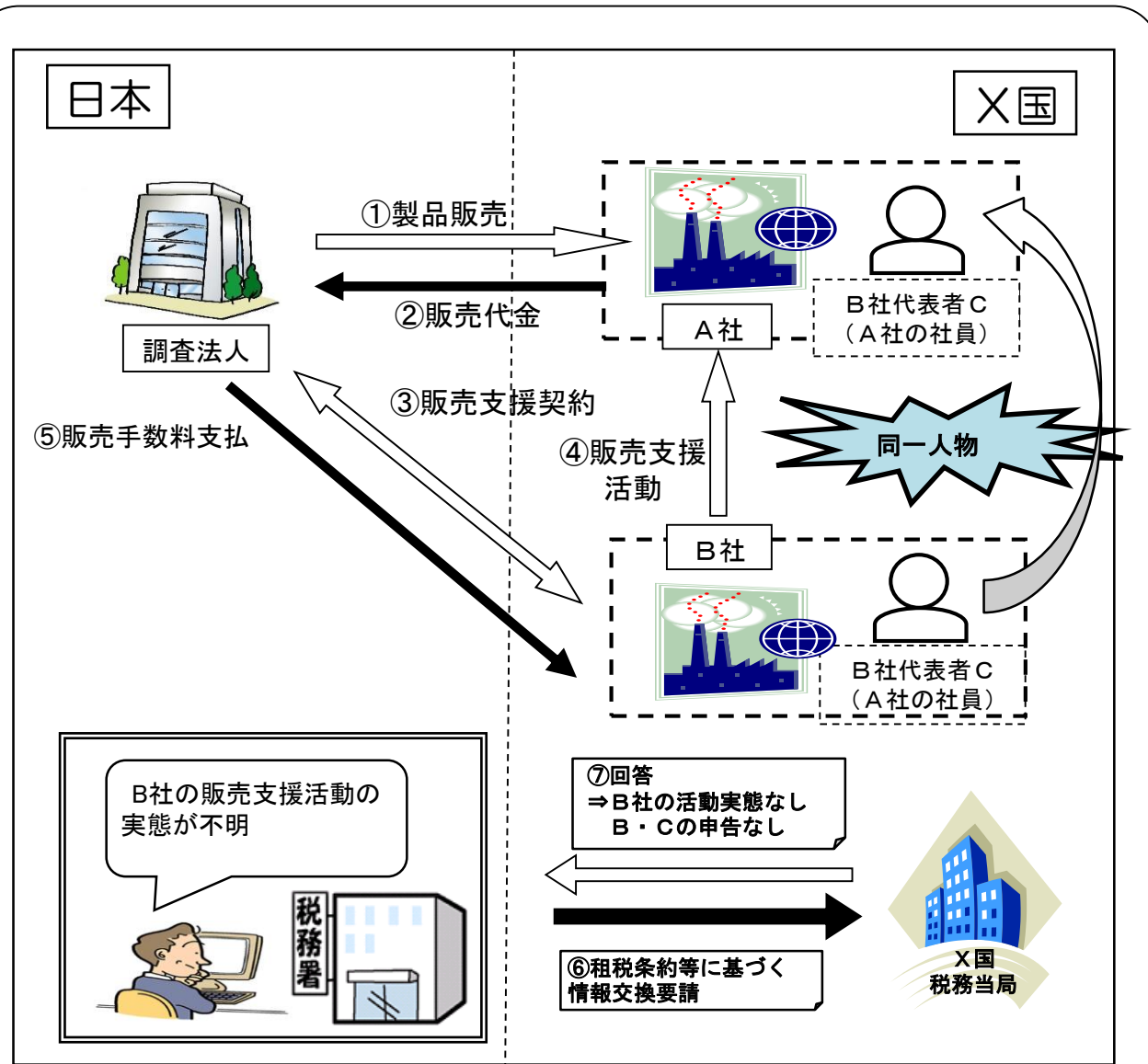


日本の居住者である調査対象者は、訪日観光客に対するガイド業を営んでおり、訪日観光客を指定の免税店へ案内し、訪日観光客の購買金額に応じて多額の仲介料収入を日本国内の旅行代理店及び免税店から受領している。

調査対象者の申告において外国人添乗員に対する多額の業務委託費の計上があったため、実態確認をすべく調査を実施した。

調査において、調査対象者は、業務委託の役務内容や支払金額の計算根拠など曖昧な説明が多かったため、租税条約に基づく情報交換要請を実施し、X国に支払内容の確認を求めると伝えたところ、架空経費・過大経費計上していたと認めるに至った。

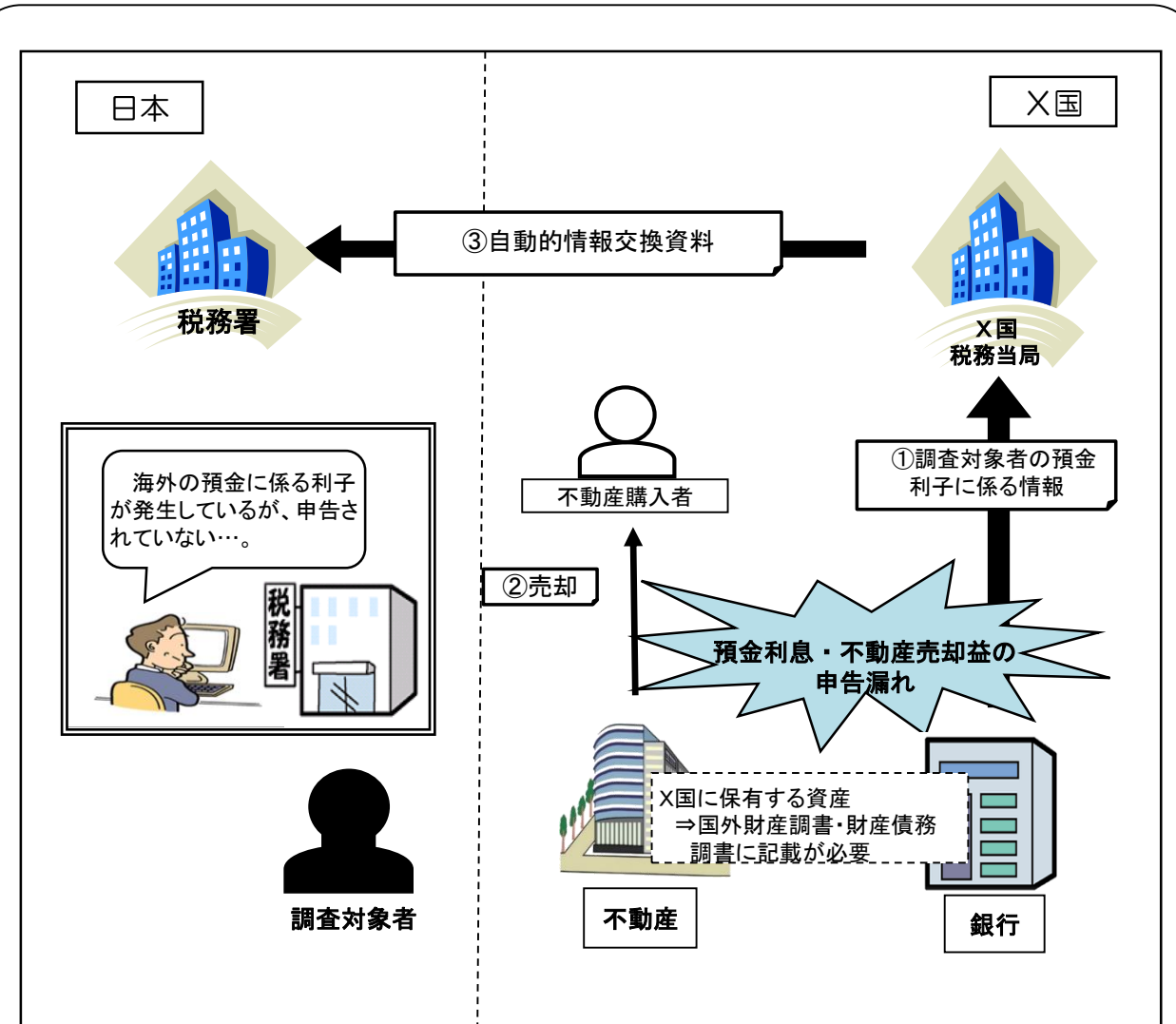
事例5 租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②



調査法人に対して、X国のB社に対する販売手数料の支払について確認したところ、B社の活動実態や販売支援活動が不審であったことから、租税条約に基づく情報交換要請を実施したところ、①B社はA社従業員のCにより設立された法人であること、②B社は事業活動を行っている実態はないこと、③B社及び個人Cは受領した販売手数料相当額をX国において税務申告していないことを把握した。

これらの情報を基に調査法人に確認を求めたところ、今後の営業上の関係を考慮し、取引先であるA社の従業員であるCの要求に応じて、損金算入できない謝礼を販売手数料に仮装し損金算入していた事実が判明した。

事例6 外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例



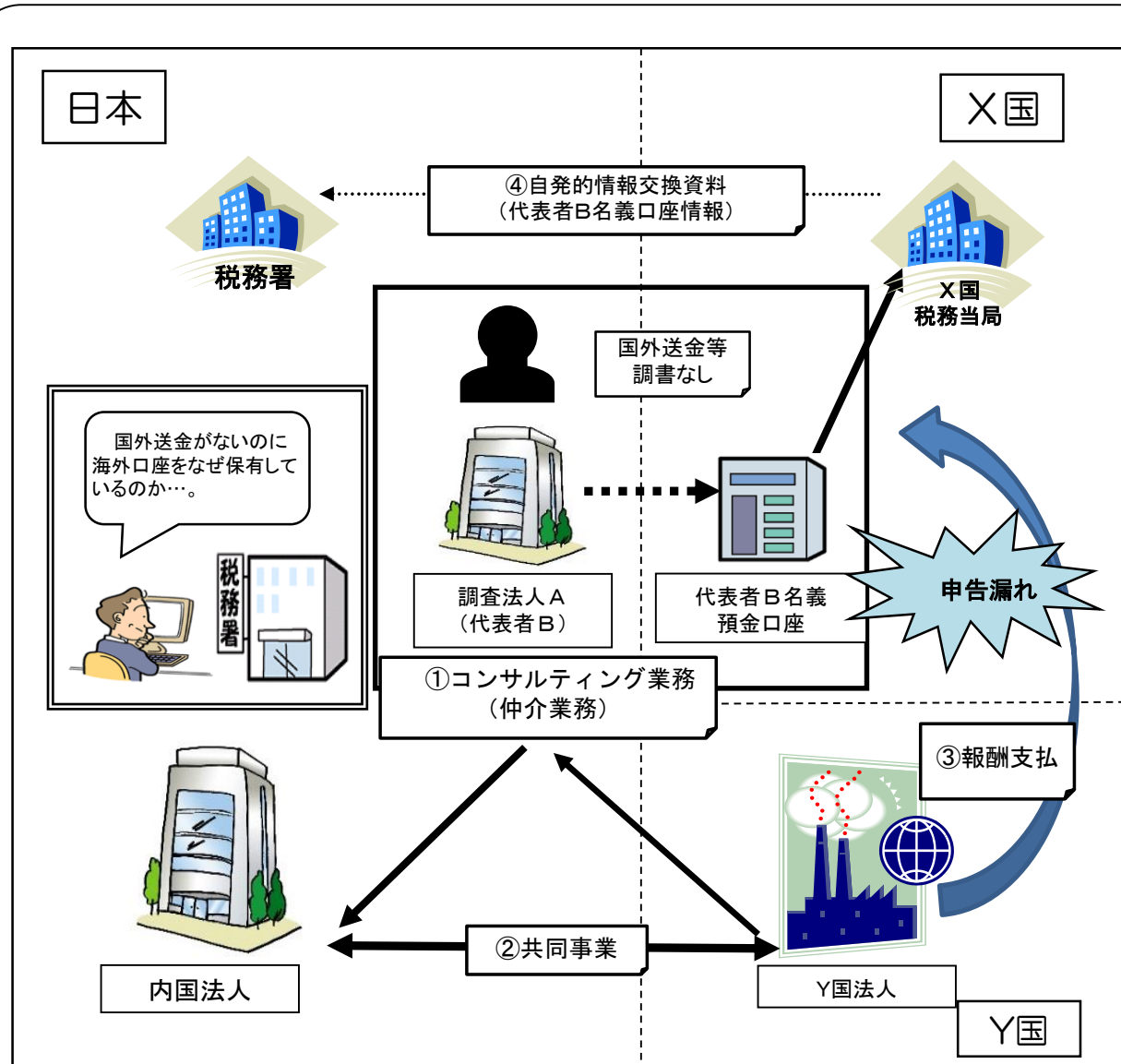
X国からの自動的情報交換資料により、調査対象者が保有する海外の預金に係る利子が生じている事実を把握したため、詳細を解明すべく調査に着手した。

調査の結果、調査対象者は、X国の銀行に多額の預金を保有し、その預金から生じた利子が申告漏れとなっていたことが判明した。

また、調査の過程で、海外に所有していた不動産を売却している事実を把握したため、不動産売却に関する書類を確認したところ、不動産の譲渡益が発生し、申告漏れとなっていたことが判明した。

なお、調査対象者は、3億円以上の国内財産、5千万円超の国外財産を保有しているにも関わらず、財産債務調書及び国外財産調書を提出していなかったため、各調書の提出を求め、提出を受けるとともに、国外財産に係る申告漏れに対して加算税を5%加重し賦課した。

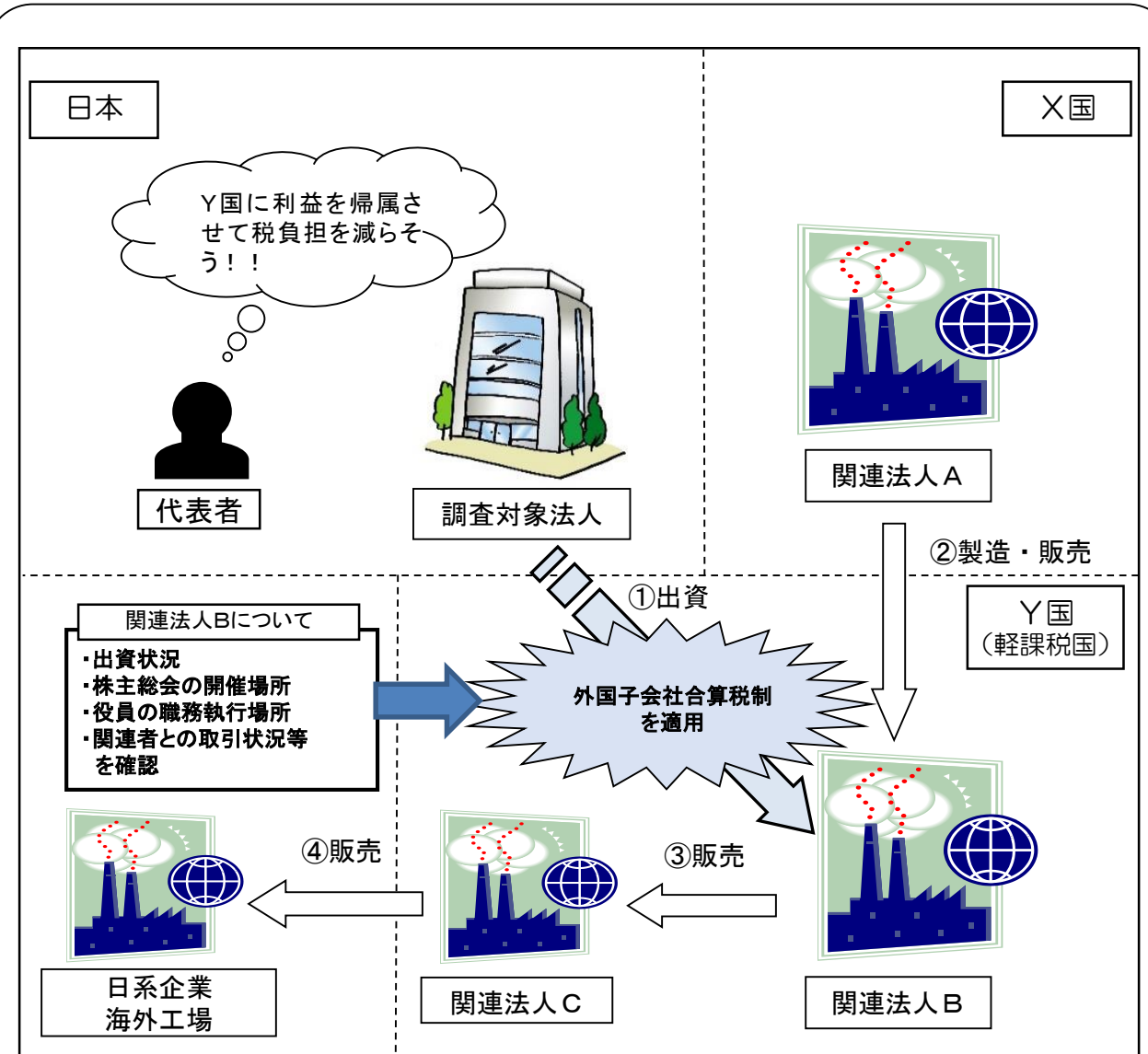
事例7 外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例



X国からの自発的情報交換資料により、調査法人Aの代表者BがX国に預金口座を保有している事実を把握した。代表者Bに関する国外送金等調書の提出がないことから、X国における海外口座の原資について確認すべく調査を実施した。

調査の結果、当該預金口座については、Y国法人からのコンサルティング報酬の振込先として利用していたものの、当該報酬について、申告を行っていない事実が判明した。

事例8 外国子会社合算税制を適用した事例

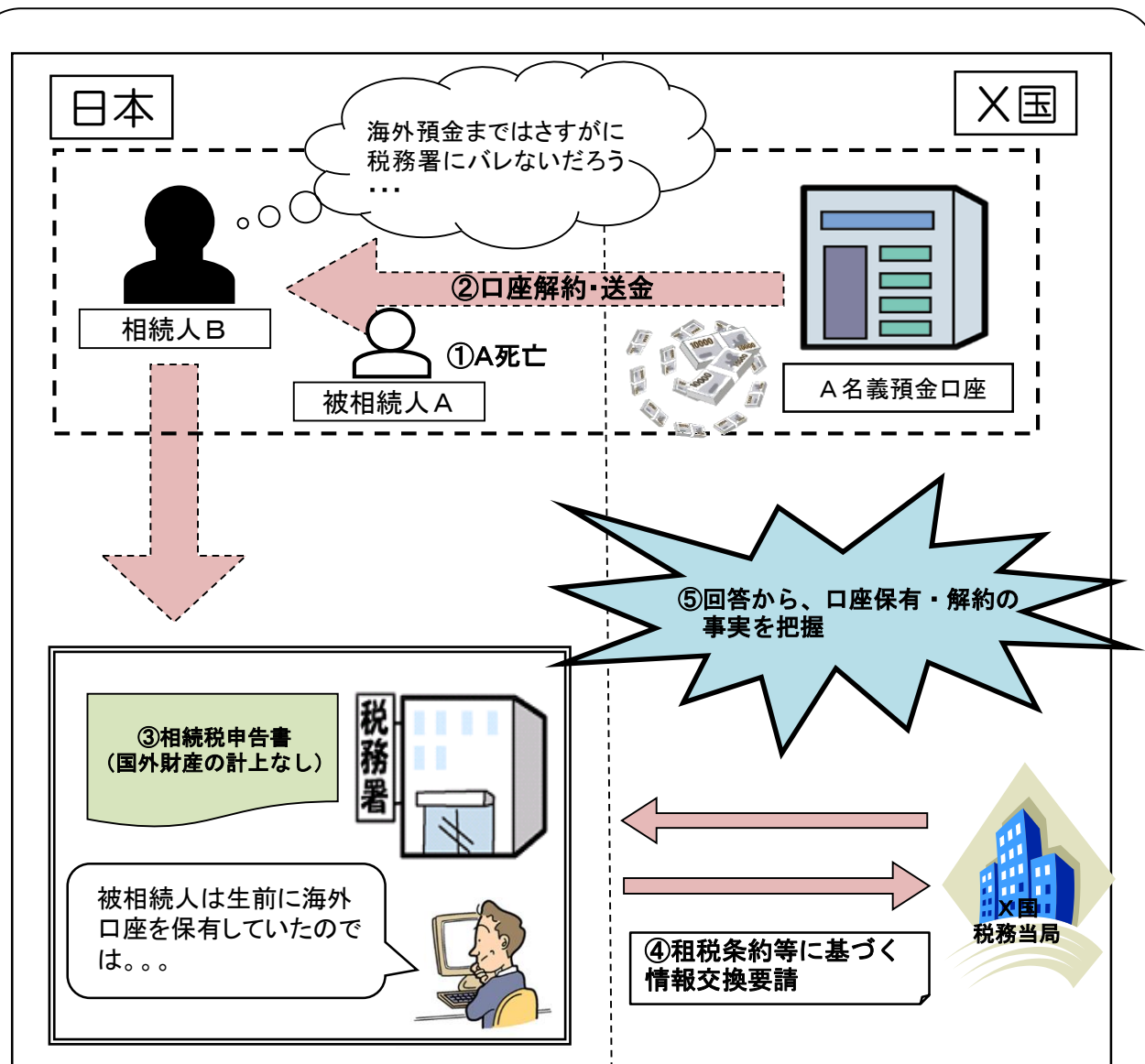


資料情報等から、調査対象法人はY国の関連法人Bに出資しており、関連法人BはX国で製造した製品を仕入れ、関連法人Cを経由して日系企業の海外工場に販売している事実を把握した。

調査において、調査対象法人の出資状況や、関連法人Bの株主総会の開催場所、役員の実務執行場所等を検討したところ、関連法人BはY国において主たる管理、支配及び運営を独立して自ら行っているとは認められず、調査対象法人に外国子会社合算税制を適用した。

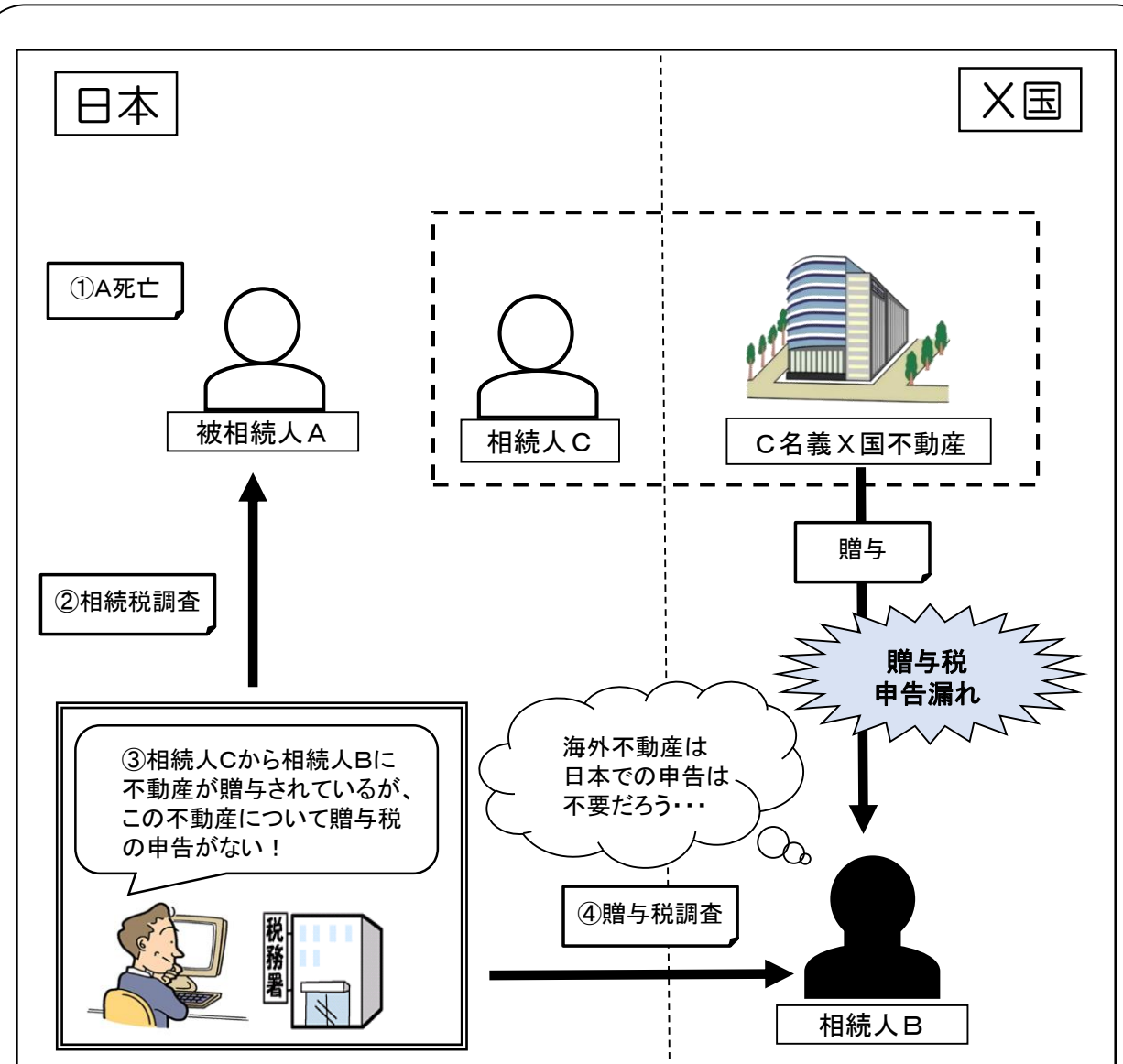


事例9 相続税の申告から国外財産を除外していた事例



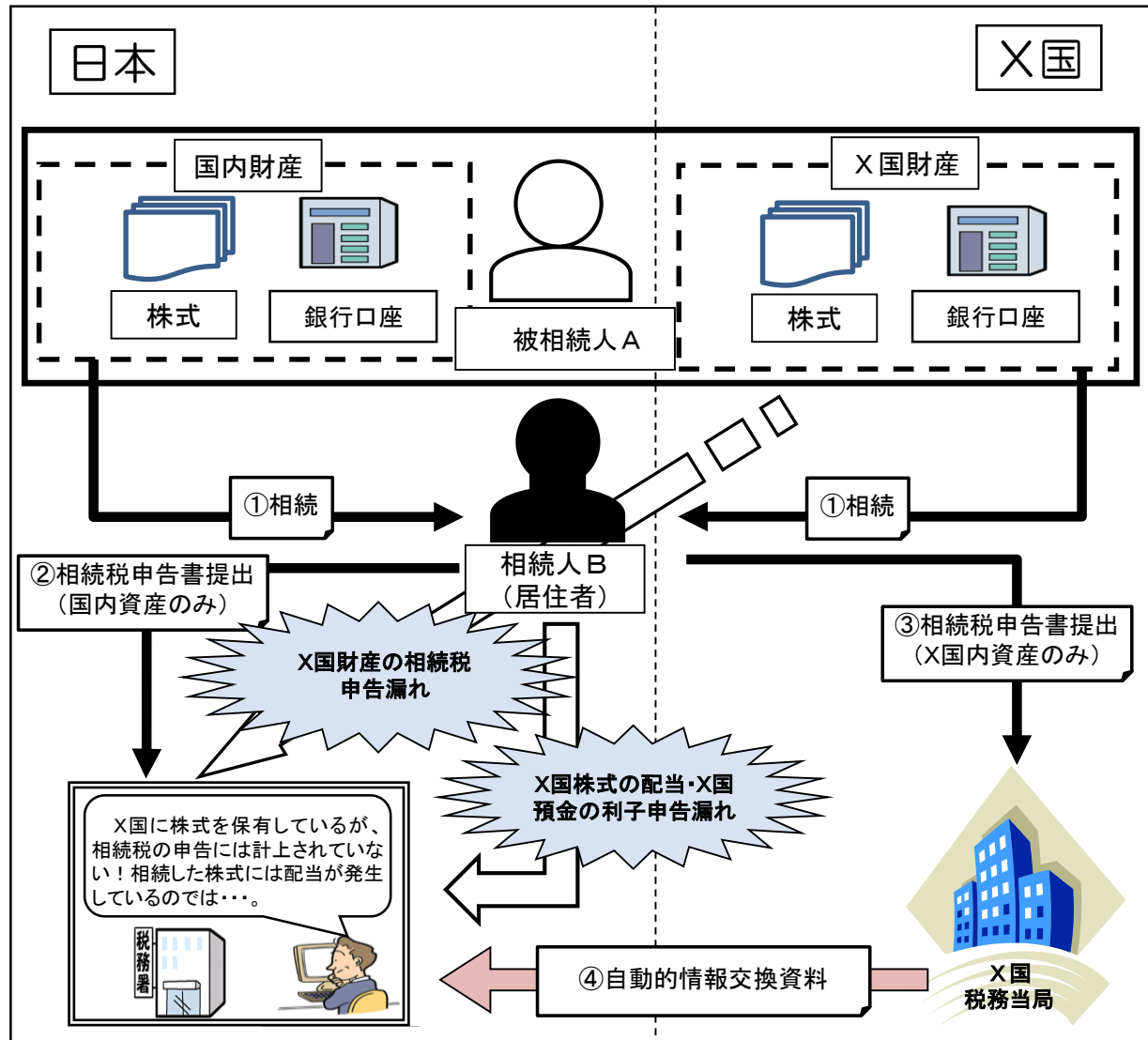
資料情報等から被相続人Aは国外に預金口座を保有していたことが想定されたものの、被相続人Aの相続税の申告には国外の財産が含まれていなかったことから調査を実施した。調査において、被相続人Aの相続税の申告を行った相続人Bは、相続財産の中に国外の財産はないと説明したため、X国の税務当局に対して、租税条約等に基づく情報交換要請を実施したところ、①相続開始日において、被相続人A名義の預金残高が存在していたこと、②相続開始後、相続人Bが当該銀行口座を解約し、その残高を国外のB名義の銀行口座に送金していたことなどを把握した。

事例10 国外財産について贈与税の申告がなかった事例



被相続人Aの相続税調査において、X国に居住する相続人Bが同国に保有する不動産の取得経緯を解明するため、相続人Bに対して贈与税の調査を実施した。調査の結果、相続人Bは、相続人Cから当該不動産を贈与されていたが、海外不動産であれば日本の申告は不要であると考え、当該不動産について、贈与税の申告をしていなかったことが判明した。

事例11 国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例

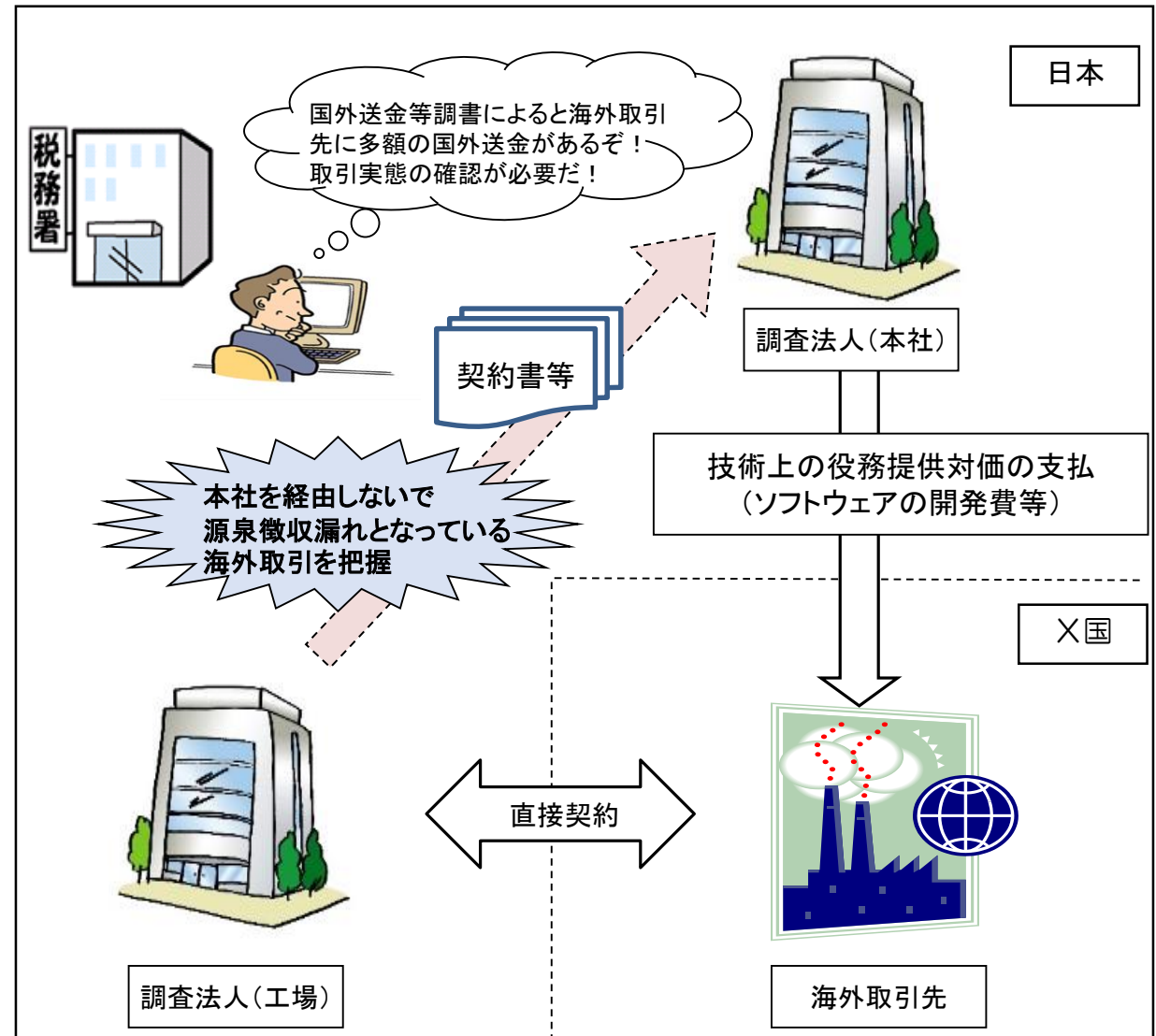


X国からの自動的情報交換資料により、被相続人AはX国内に株式を保有していた事実を把握したが、被相続人Aに係る相続税の申告には国外の財産が含まれていなかったことから、調査を実施した。

調査において、相続人BはX国財産についてはX国においてのみ申告すればよいとの認識から、相続したX国の株式や預金を日本の相続税の申告に計上していなかったことが判明した。

また、相続したX国の株式について相続後に配当が発生していた事実及び相続したX国の預金について相続後に利子が発生していた事実を把握したが、相続人Bは自らの日本の所得税の申告において、当該配当及び利子の申告をしていなかったことが判明した。

事例12 海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例

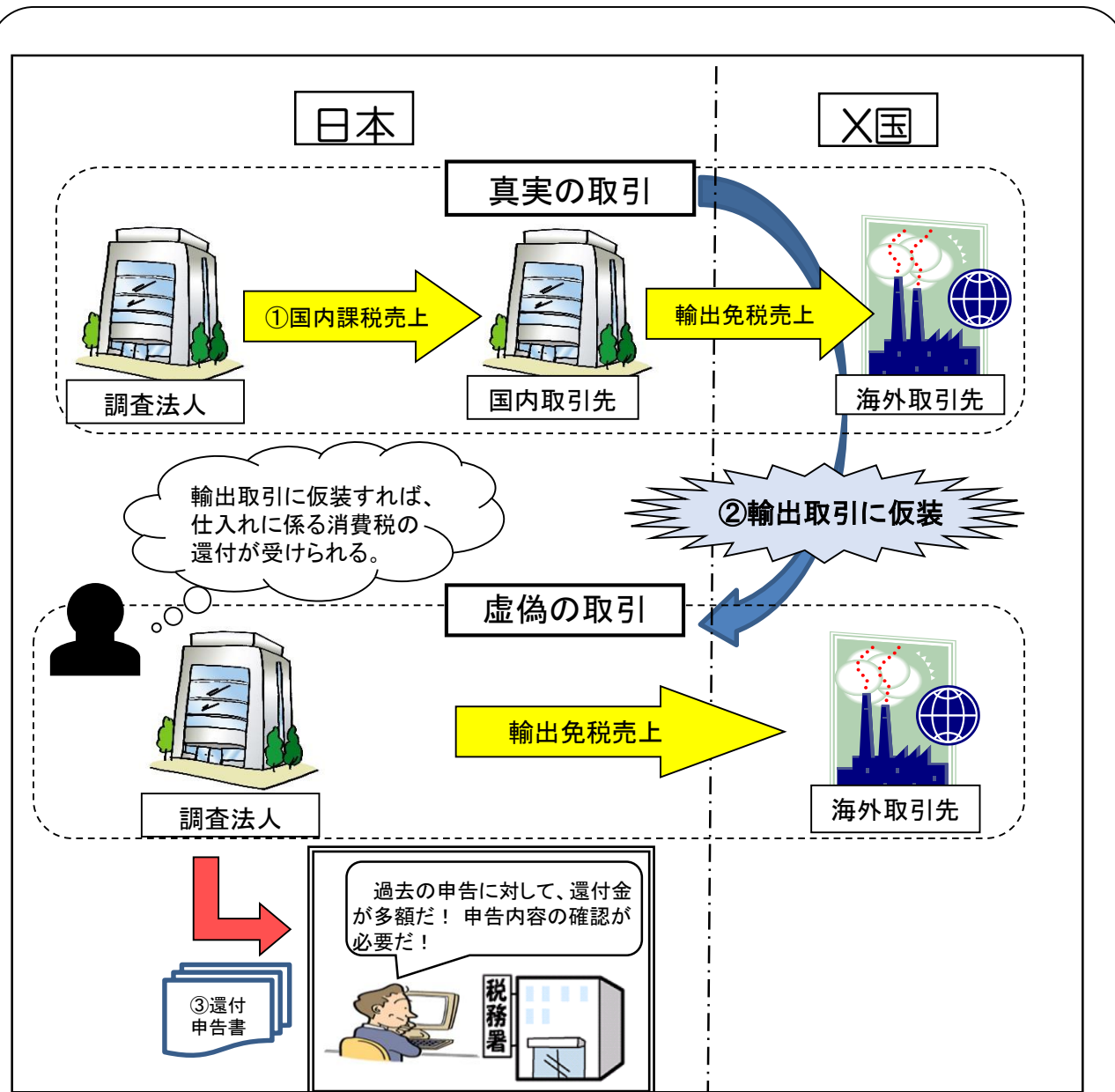


国外送金等調書により、調査法人は多額の国外送金をしていたため、取引実態を確認すべく調査を実施したところ、調査法人の本社において、契約書等が確認できない取引を把握した。

調査の結果、当該取引は本社を経由せず調査法人の工場が直接契約した取引であり、源泉徴収が必要な技術上の役務提供対価であるが、本社へ取引内容が伝わっていなかったことを理由に、源泉徴収が行われていないことが判明した。

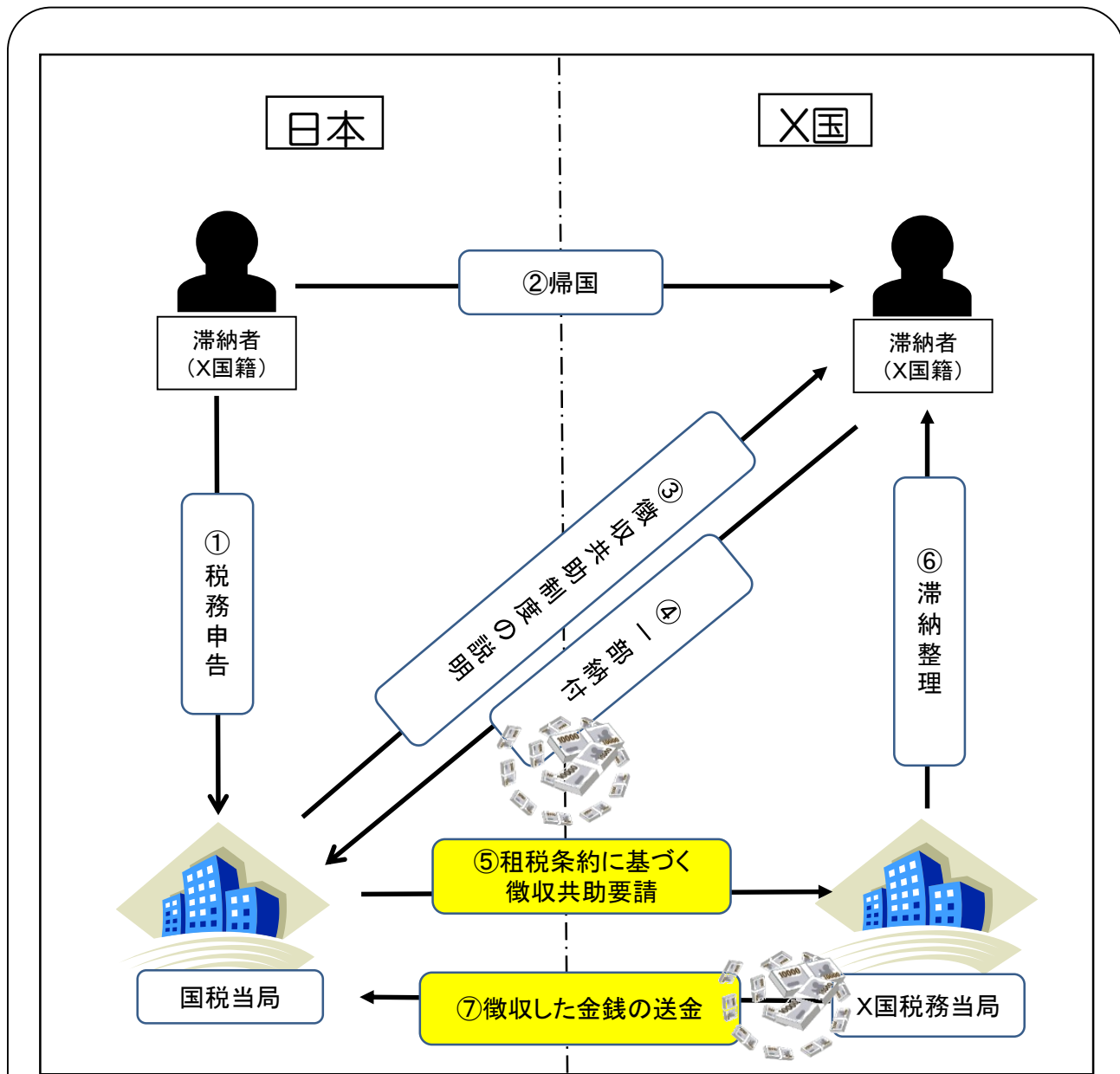


事例13 消費税の不正還付を未然に防止した事例



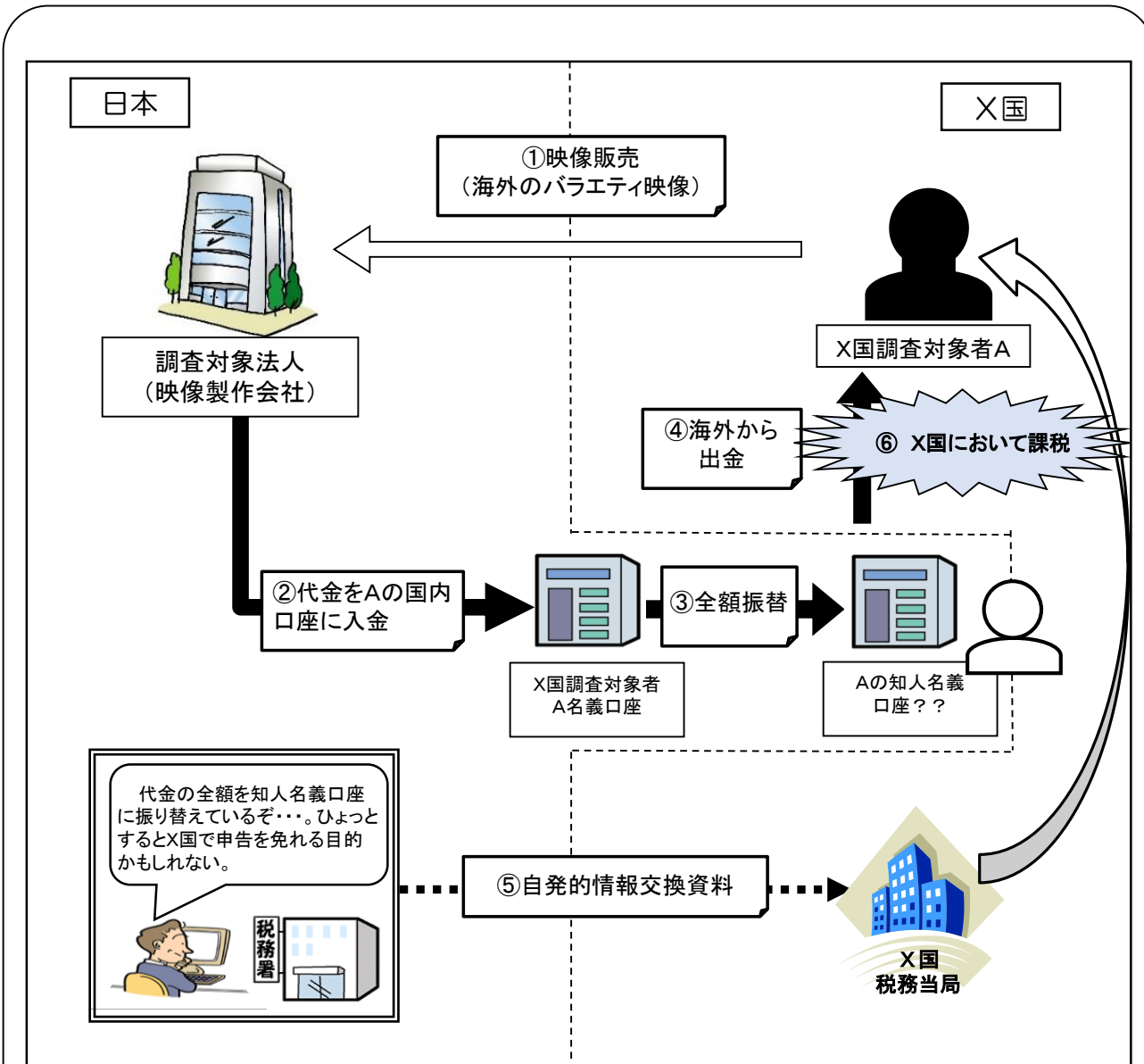
調査対象法人は、多額の消費税の還付申告書を提出しており、還付申告内容を確認すべく調査を実施した。  
 調査の結果、調査対象法人は、国内取引を輸出取引に偽装する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていたことを、国内取引先法人に対する反面調査などを通して把握した。

事例14 徴収共助事例



X国籍である滞納者は、申告した国税を納付せずにX国へ帰国した。  
 滞納者は国内財産を有しておらず、納税管理人を通じて、租税条約に基づく徴収共助の要請の可能性を説明したところ、一部の国税が自主的に納付されたものの、残額は納付されなかった。  
 そこで、X国の税務当局に対し、徴収共助を要請したところ、X国の税務当局によって、滞納者から残額の国税が徴収されるに至った。その後、X国の税務当局から送金を受け国税に充当した。

参考 日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例



調査対象法人の調査において、X国調査対象者Aは国内の映像制作会社及びテレビ局に海外のバラエティ映像を販売し、国内銀行口座にて代金の回収をしている事実を把握。

回収した代金はX国調査対象者A名義の口座に振り込まれ、その後知人と覚しき外国人名義の口座を経由し、X国で引き出されていたため、X国において適正に申告されているか疑義があった。

そのため、日本からX国に対し、当該取引情報を自発的情報交換資料として提供したところ、X国のその後の調査において、X国調査対象者Aは当該取引について、X国において申告をしていなかったため、X国において課税が行われた。